令和６年４月１日改正

新　旧　対　照　表

（少量危険物及び指定可燃物の運用基準）

現　　行	改　正　案
第１章　少量危険物の運用基準 **第１　総則** **１　危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い** （略） ⑴　屋外の場合 ア　容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合 (ｱ)～(ｳ)　（略） 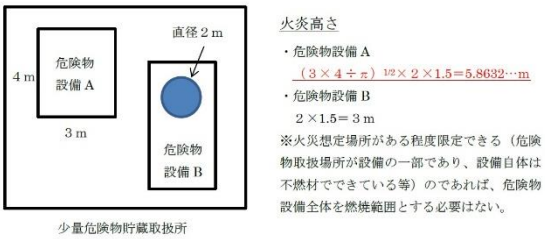 第１－３図　火炎高さの算定方法 イ・ウ　（略） ⑵～⑸　（略） ⑹　付属配管の取扱い ２以上の少量危険物等貯蔵取扱所間の配管の付属範囲については、資料第１「少量危険物等貯蔵取扱所の危険物配管に係る規制要領」による。 **２　危険物の数量の算定** ⑴　（略） ⑵　取扱施設の場合 ア・イ　（略） ウ　洗浄作業及び切削装置等の取扱いについては、１日の使用量（消費量ではなく、滞留量を含む使用量）とする。 ⑶・⑷　（略） **第２　指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの遵守事項（条例第32条の２）**	**第１章　申請手続き及び方法** **第１節　総則** **１　危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い** （略） ⑴　屋外の場合 ア　容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合 (ｱ)～(ｳ)　（略） 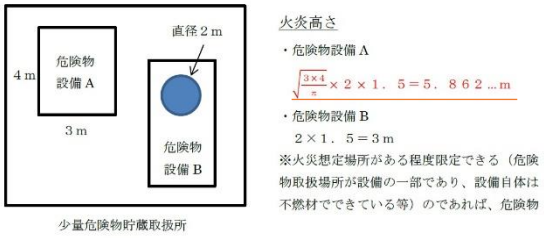 第１－３図　火炎高さの算定方法 イ・ウ　（略） ⑵～⑸　（略） ⑹　付属配管の取扱い ２以上の少量危険物等貯蔵取扱所間の配管の付属範囲については、資料第２「少量危険物等貯蔵取扱所の危険物配管に係る規制要領」による。 **２　危険物の数量の算定** ⑴　（略） ⑵　取扱施設の場合 ア・イ　（略） ウ　洗浄作業及び切削装置等の取扱いについては、洗浄又は切削後に危険物を回収し同一系内で使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てるもの及び系外に搬出するものは一日の使用量とする。 ⑶・⑷　（略） **第２節　指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの遵守事項（条例第32条の２）**

１　可燃性の蒸気等が滞留するおそれのある場所（第１項第７号） ⑴～⑷　（略） ⑸　「可燃性の微粉」とは、マグネシウム、アルミニウム等の金属粉じん及び小麦粉、でん粉その他可燃性粉じんで、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれがあるものをいう（資料第２「粉じんの発火度及び主要な危険性」参照）。 ⑹～⑻　（略） ２～13　（略） 14　静電気を有効に除去する措置（第２項第８号） ⑴　「静電気が発生するおそれのある設備」とは、導電率が10-8Ｓ/ｍ（ジーメンス／メートル）以下の危険物を取り扱う設備をいう。 なお、各種液体の導電率は、資料第３「各種液体の導電率」を参照すること。 ⑵　（略） 15・16　（略）	１　可燃性の蒸気等が滞留するおそれのある場所（第１項第７号） ⑴～⑷　（略） ⑸　「可燃性の微粉」とは、マグネシウム、アルミニウム等の金属粉じん及び小麦粉、でん粉その他可燃性粉じんで、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれがあるものをいう（資料第３「粉じんの発火度及び主要な危険性」参照）。 ⑹～⑻　（略） ２～13　（略） 14　静電気を有効に除去する措置（第２項第８号） ⑴　「静電気が発生するおそれのある設備」とは、導電率が10-8Ｓ/ｍ（ジーメンス／メートル）以下の危険物を取り扱う設備をいう。 なお、各種液体の導電率は、資料第４「各種液体の導電率」を参照すること。 ⑵　（略） 15・16　（略）
第３　屋外の少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の基準（条例第32条の３） （略）	第３節　屋外の少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の基準（条例第32条の３） （略）
第４　屋内の少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の基準（条例第32条の３の２） （略）	第４節　屋内の少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の基準（条例第32条の３の２） （略）
第５　タンク（地下タンク及び移動タンク以外）の基準（条例第32条の4） １～８　（略）	第５節　タンク（地下タンク及び移動タンク以外）の基準（条例第32条の4） １～８　（略） ９　開閉弁（第２項第８号） 本規定により開閉弁を設ける配管は、タンクの接液部に設けられる危険物を取り扱

	う配管とする。
9　緩衝装置（第２項第９号）	10　緩衝装置（第２項第９号）
（略）	（略）
10　流出防止措置（第２項第 10 号）	11　流出防止措置（第２項第 10 号）
（略）	（略）
11　底板の腐食防止措置（第２項第11号）	12　底板の腐食防止措置（第２項第11号）
（略）	（略）
第６　地下タンクの基準（条例第 32 条の5）	第６節　地下タンクの基準（条例第 32 条の5）
１～８　（略）	１～８　（略）
９　タンク本体の構造（第２項第４号）	９　タンク本体の構造（第２項第４号）
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵ア　（略）	⑵ア　（略）
イ　ＦＲＰタンクの安全な構造 ＦＲＰタンクは、次に掲げる荷重が作用した場合において、変形が当該タンク直径の３％以下であり、かつ、曲げ応力度比（曲げ応力を許容曲げ応力で除したものをいう。）の絶対値と軸方向応力度比（引張応力は圧縮応力を許容軸応力で除したものをいう。）の絶対値の和が、１以下である構造としなければならない。この場合において、許容応力を算定する際の安全率は、４以上の値とする（資料第４「ＦＲＰタンクの安全な構造」参照）。	イ　ＦＲＰタンクの安全な構造 ＦＲＰタンクは、次に掲げる荷重が作用した場合において、変形が当該タンク直径の３％以下であり、かつ、曲げ応力度比（曲げ応力を許容曲げ応力で除したものをいう。）の絶対値と軸方向応力度比（引張応力は圧縮応力を許容軸応力で除したものをいう。）の絶対値の和が、１以下である構造としなければならない。この場合において、許容応力を算定する際の安全率は、４以上の値とする（資料第５「ＦＲＰタンクの安全な構造」参照）。
ウ　（略）	ウ　（略）
10～12　（略）	10～12　（略）
第７　移動タンクの基準（条例第32条の6）	第７節　移動タンクの基準（条例第32条の6）
１・２　（略）	１・２　（略）
３　移動タンクからの容器の詰替え等（第１項第２号）	３　移動タンクからの容器の詰替え等（第１項第２号）
⑴　移動タンクからの容器への詰替え	⑴　移動タンクからの容器への詰替え
ア　（略）	ア　（略）
イ　満量停止制御装置（資料第５「満了停止制御装置の構造例」参照）が設けられている注入ノズルで行うよう指導する。◆	イ　満量停止制御装置（資料第６「満了停止制御装置の構造例」参照）が設けられている注入ノズルで行うよう指導する。◆

ウ　（略）	ウ　（略）
⑵　（略）	⑵　（略）
４～７　（略）	４～７　（略）
８　タンクの固定（第２項第３号）	８　タンクの固定（第２項第３号）
⑴　「これに相当する部分」とは、シャーシフレームのない車両にあっては、メインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいう（資料第６「移動タンクの固定例」参照）。	⑴　「これに相当する部分」とは、シャーシフレームのない車両にあっては、メインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいう（資料第７「移動タンクの固定例」参照）。
⑵　（略）	⑵　（略）
９～16　（略）	９～16　（略）
第８　消火設備	第８節　消火設備
（略）	（略）
第２章　指定可燃物の運用基準	第２章　指定可燃物の運用基準
第１　総則	第１節　総則
１　（略）	１　（略）
２　品名の区分	２　品名の区分
条例別表第７の品名欄に掲げる物品のうち、綿花類、ぼろ及び紙くず、糸類、布類の不燃性又は難燃性の判断については、資料第７「45度傾斜バスケット法燃焼試験」に基づき行うものとする。	条例別表第７の品名欄に掲げる物品のうち、綿花類、ぼろ及び紙くず、糸類、布類の不燃性又は難燃性の判断については、資料第８「45度傾斜バスケット法燃焼試験」に基づき行うものとする。
⑴～⑼　（略）	⑴～⑼　（略）
⑽　合成樹脂類	⑽　合成樹脂類
ア・イ　（略）	ア・イ　（略）
ウ　条例別表第７備考⑼の不燃性又は難燃性の判断	ウ　条例別表第７備考⑼の不燃性又は難燃性の判断
(ｱ)　（略）	(ｱ)　（略）
(ｲ)　上記(ｱ)の方法により難い粉粒状又は融点の低い合成樹脂の不燃性又は難燃性の試験方法については、資料第８「粉粒状又は融点の低い合成樹脂の試験方法」により行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う。	(ｲ)　上記(ｱ)の方法により難い粉粒状又は融点の低い合成樹脂の不燃性又は難燃性の試験方法については、資料第９「粉粒状又は融点の低い合成樹脂の試験方法」により行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う。
⑾　（略）	⑾　（略）
３　（略）	３　（略）

４　指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い 指定可燃物の同一場所の範囲については、次の例による。 なお、条例別表第７の品名欄に掲げられた物品を、同表に定める数量未満貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とする。 下記及び条例において、「屋内」及び「屋外」の定義は第１節第１．１を準用する。 ただし、原則「屋上」における指定可燃物の貯蔵又は取り扱いは認められない（引火点40℃以上で別表第７に定める数量の10倍未満の可燃性液体類又は綿花類（条例別表第７に定める数量の100倍以上を貯蔵し、又は取り扱う合成樹脂類及び廃棄物固形燃料等を除く。）を貯蔵又は取り扱う施設に限り指導。他の施設は義務）。◆ ⑴　可燃性液体類等の同一場所の扱い ア　屋外の場合 次の場合、それぞれの場所を一の場所とする。 (ｱ)　容器若しくは設備により貯蔵し、又は取り扱う場合 ａ・ｂ　（略） ｃ　動植物油類について、３ｍの離隔距離が確保されている。 なお、ａに規定されている耐火構造の壁等の設置範囲は、第１節第１．１⑴アを準用する。この際、当該３ｍの離隔距離は上記ｂ及びｃに規定する離隔距離に読み替える。 (ｲ)　タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合 第１節第１．１⑴イを準用する。 (ｳ)　タンクと設備が同一工程の場合 第１節第１．１⑴ウを準用する。 イ　屋内（「屋上」を除く。）の場合 第１節第１．１⑵を準用する。	**４　指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い** 指定可燃物の同一場所の範囲については、次の例による。 なお、条例別表第７の品名欄に掲げられた物品を、同表に定める数量未満貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とする。 下記及び条例において、「屋内」及び「屋外」の定義は第１章第１節１を準用する。 ただし、原則「屋上」における指定可燃物の貯蔵又は取り扱いは認められない（引火点40℃以上で別表第７に定める数量の10倍未満の可燃性液体類又は綿花類（条例別表第７に定める数量の100倍以上を貯蔵し、又は取り扱う合成樹脂類及び廃棄物固形燃料等を除く。）を貯蔵又は取り扱う施設に限り指導。他の施設は義務）。◆ ⑴　可燃性液体類等の同一場所の扱い ア　屋外の場合 次の場合、それぞれの場所を一の場所とする。 (ｱ)　容器若しくは設備により貯蔵し、又は取り扱う場合 ａ・ｂ　（略） ｃ　動植物油類について、３ｍの離隔距離が確保されている。 なお、ａに規定されている耐火構造の壁等の設置範囲は、第１章第１節１⑴アを準用する。この際、当該３ｍの離隔距離は上記ｂ及びｃに規定する離隔距離に読み替える。 (ｲ)　タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合 第１章第１節１⑴イを準用する。 (ｳ)　タンクと設備が同一工程の場合 第１章第１節１⑴ウを準用する。 イ　屋内（「屋上」を除く。）の場合 第１章第１節１⑵を準用する。

この際、第１節第１．１⑵ア(ｲ)に規定する保有空地例は、貯蔵取扱数量が条例別表第７に定める数量の10倍未満の施設に限り適用される。 ウ　屋上の場合 第１節第１．１⑶を準用する。 なお、当該基準は貯蔵取扱数量が条例別表第７に定める数量の10倍未満の施設に限り適用される。 エ　屋外及び屋内が混在する場合 第１節第１．１⑷を準用する。 オ　付属配管の取扱い 第１節第１．１⑹を準用する。 ⑵　綿花類等の同一場所の扱い ア　屋外の場合 (ｱ)　容器若しくは設備により貯蔵し、若しくは取り扱う場合 集積単位相互間に、条例35条第２項第２号及び第３号に規定されるそれぞれの集積単位区分に応じた離隔距離の合算距離以上の離隔距離があれば当該集積単位ごととすることができる（例：295㎡の合成樹脂類と420㎡の合成樹脂類は５ｍ以上の離隔距離があれば、別施設とすることができる。）。 なお、当該集積単位の間には、延焼の媒体となるような可燃物等を置かないよう指導すること。◆ なお、当該離隔距離が確保できない範囲に⑴ア(ｱ) a に示す隔壁を設けることで別場所とできる。この際、当該隔壁の設置範囲は、第１節第１．１⑴アを準用する。なおこの中で、当該３ｍの離隔距離は、上記の条例35条第２項第２号及び第３号に規定されるそれぞれの集積単位区分に応じた離隔距離の合算距離と読み替える。 (ｲ)・(ｳ)　（略） イ　屋内（「屋上」を除く。）の場合 （略）	この際、第１章第１節１⑵ア(ｲ)に規定する保有空地例は、貯蔵取扱数量が条例別表第７に定める数量の10倍未満の施設に限り適用される。 ウ　屋上の場合 第１章第１節１⑶を準用する。 なお、当該基準は貯蔵取扱数量が条例別表第７に定める数量の10倍未満の施設に限り適用される。 エ　屋外及び屋内が混在する場合 第１章第１節１⑷を準用する。 オ　付属配管の取扱い 第１章第１節１⑹を準用する。 ⑵　綿花類等の同一場所の扱い ア　屋外の場合 (ｱ)　容器若しくは設備により貯蔵し、若しくは取り扱う場合 集積単位相互間に、条例35条第２項第２号及び第３号に規定されるそれぞれの集積単位区分に応じた離隔距離の合算距離以上の離隔距離があれば当該集積単位ごととすることができる（例：295㎡の合成樹脂類と420㎡の合成樹脂類は５ｍ以上の離隔距離があれば、別施設とすることができる。）。 なお、当該集積単位の間には、延焼の媒体となるような可燃物等を置かないよう指導すること。◆ なお、当該離隔距離が確保できない範囲に⑴ア(ｱ) a に示す隔壁を設けることで別場所とできる。この際、当該隔壁の設置範囲は、第１章第１節１⑴アを準用する。なおこの中で、当該３ｍの離隔距離は、上記の条例35条第２項第２号及び第３号に規定されるそれぞれの集積単位区分に応じた離隔距離の合算距離と読み替える。 (ｲ)・(ｳ)　（略） イ　屋内（「屋上」を除く。）の場合 （略）

(ｱ)　（略） (ｲ)　第１節第１．１(2)ア(ｳ)による。 ウ～オ　（略） (3)　（略） **５　指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定** （略） 【例１】～【例３】　（略） その他第１節第１．２を準用する。 ６　（略）	(ｱ)　（略） (ｲ)　第１章第１節１(2)ア(ｳ)による。 ウ～オ　（略） (3)　（略） **５　指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定** （略） 【例１】～【例３】　（略） その他第１章第１節２を準用する。 ６　（略）
第２　可燃性液体類等の技術上の基準（条例第34条） **１　可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合の基準（第１項第１号）** 第１節第２．６を準用する。 なおこの際、危告示第68条の２の２及び第68条の３の３中の「第２類の危険物」を「可燃性固体類」と、「第４類の危険物のうち第３石油類、第４石油類」を「可燃性液体類」と、「第４類の危険物のうち第３石油類（引火点が130℃以上のものに限る。）、第４石油類」を「可燃性液体類」と読み替える。 また、化粧品の内装容器等で最大容量が300mℓ以下のものについても、同一の意味を有する他の表示を指導する。◆ **２　容器の積み重ね高さ（第１項第２号）** 第１節第２．７を準用する。 **３　貯蔵、取扱い場所の明示** 第１節第３．１を準用する。 **４　周囲の空地、防火上有効な塀（第２項第１号）** 第１節第３．２(1)～(5)を準用する。 **５　（略）** **６　発泡性ポリスチレンビーズ及び発泡後のポリスチレンに対する指導事項** 昭和57年12月24日消防予第266号・消防危第125号通知により指導すること。◆	**第２節　可燃性液体類等の技術上の基準（条例第34条）** **１　可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合の基準（第１項第１号）** 第１章第２節６を準用する。 なおこの際、危告示第68条の２の２及び第68条の３の３中の「第２類の危険物」を「可燃性固体類」と、「第４類の危険物のうち第３石油類、第４石油類」を「可燃性液体類」と、「第４類の危険物のうち第３石油類（引火点が130℃以上のものに限る。）、第４石油類」を「可燃性液体類」と読み替える。 また、化粧品の内装容器等で最大容量が300mℓ以下のものについても、同一の意味を有する他の表示を指導する。◆ **２　容器の積み重ね高さ（第１項第２号）** 第１章第２節７を準用する。 **３　貯蔵、取扱い場所の明示** 第１章第３節１を準用する。 **４　周囲の空地、防火上有効な塀（第２項第１号）** 第１章第３節２(1)～(5)を準用する。 **５　（略）**

第３　綿花類等の技術上の基準（条例第35条） １　（略） ２　標識、掲示板（第２項第１号） 第１節第２．８を準用する。 ３～５　（略）	第３節　綿花類等の技術上の基準（条例第35条） １　（略） ２　標識、掲示板（第２項第１号） 第１章第２節８を準用する。 ３～５　（略） ６　発泡性ポリスチレンビーズ及び発泡後のポリスチレンに対する指導事項 昭和57年12月24日消防予第266号・消防危第125号通知により指導すること。◆ 発泡性ポリスチレンビーズの性状等については資料第10「発泡性ポリスチレンビーズの性状等」を参照のこと。 ７　木質ペレットに対する指導事項 （R6.2.20 消防危第36号通知） (1)　木質ペレットの粉塵等による火災に係る自主保安の強化 木質ペレットを搬送するコンベアや発電施設に附随するボイラー等の設備に木質ペレットの粉塵等が付着し、摩擦熱や高温表面熱により火災に至った事例や、木質ペレットの荷卸し場やサイロ等で発生した粉塵等に起因して、粉塵爆発に至ったと推定される事例が発生していることを踏まえ、関係事業所における木質ペレットの貯蔵等に係る火災予防条例上の取扱いは、次によること。 ア　火災予防条例第35条第１項第３号において、木質ペレットを貯蔵等する場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、同項第４号において、木質ペレットのくず、かす等については、その性質に応じ、１日１回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずることを求めているところ、指定可燃物として木質ペレットを貯蔵等する場合は、その性質に起因する危険要因について、適切にリスクアセスメントを行うとともに、その結果を踏まえ

て、特に粉塵等の貯まりやすい場所（荷卸し場、貯蔵場、搬送設備等）及び粉塵等が舞うおそれのある場所（荷卸し場、サイロ等への投入口等）における具体的な清掃等の方法や廃棄等の措置の内容を明確にすること。

イ　火災予防条例第35条第１項第４号の「その他適当な措置」としては、火災や爆発を生じさせないための措置として、例えば、次が考えられること。

(ｱ)　荷卸し場、サイロ内や搬送路における十分な換気を行う措置

(ｲ)　サイロ内に酸素濃度を下げるための窒素を供給する措置

(ｳ)　静電気の発生を防止するためのミストを散布する措置

(ｴ)　金属同士の接触による火災の発生を防止するための異物除去装置を設ける措置

⑵　木質ペレットの自然発火による火災に係る自主保安の強化

バイオマス発電を行う施設においては、燃料として使用する木質ペレットをサイロ等により大量に貯蔵する場合が多く、木質ペレットが、水分等の影響により発熱、蓄熱した結果、自然発火により火災に至った事例が発生していることを踏まえ、関係事業所における木質ペレットの貯蔵等に係る火災予防条例上の取扱いは、次によること。

ア　火災予防条例第35条第１項第５号において、木質ペレットが「廃棄物固形化燃料等」（再生資源燃料のうち水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの）に該当する場合は、適切な水分管理や温度管理、集積高さの制限、発熱状況の監視を求めているところ、 取り扱う木質ペレットの性質に起因する危険要因について、適切にリスクアセスメントを行い、その結果を踏まえ、当該木質ペレットの実際

		の貯蔵形態等における発熱又は可燃性ガスの発生のおそれの有無に係る取扱いを判断すること。 　その結果、「廃棄物固形化燃料等」として取り扱わないこととする場合は、発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがないことについて、客観的な試験データ等を求めること。また、「廃棄物固形化燃料等」として取り扱うこととする場合は、水分管理や温度管理、集積高さの制限、発熱状況の監視について、具体的な方法等を定めるよう指導すること。 イ　木質ペレットが「廃棄物固形化燃料等」に該当しない場合、火災予防条例第35条第２項第２号において、集積場所に係る１集積単位の面積制限を求めているところ、同号ただし書きの規定により、面積制限を免除する場合は、取り扱う木質ペレットの性質に起因する危険要因について、適切にリスクアセスメントを行い、その結果を踏まえ、温度監視及び散水設備等の設置に係る具体的な方法等を定めること。 ウ　ア及びイの「具体的な方法等」については、例えば、次が考えられること。 (ｱ)　温度の測定位置 (ｲ)　温度変化が生じた場合の危険性等に係る評価方法 (ｳ)　散水設備の要求性能（散水ヘッドの位置、散水量等） (ｴ)　異常が生じた場合に火災等に至らせないための応急対応の方法 ⑶　その他木質ペレットの性質に起因する危険要因を踏まえた自主保安の強化 　木質ペレットに起因する火災が発生した場合に鎮火まで長期間を要した事例や、同一事業所において木質ペレットに起因する火災や爆発が繰り返されている事例が発生していることを踏まえ、過去に木質ペレットに起因する火災等が発生している事業所

		に対しては、原因究明に基づく再発防止を徹底するとともに、関係事業所における木質ペレットの貯蔵等に係る火災予防条例上の取扱いは、次によること。 ア　火災予防条例第35条の２において、木質ペレットが「廃棄物固形化燃料等」に該当し、かつ、貯蔵又は取扱量が10万キログラム以上となる場合は、火災の危険要因を把握するとともに、当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じることを求めているところ、関係事業所における木質ペレットの貯蔵等にあたっては、当該木質ペレットの性質に起因する危険要因について、適切にリスクアセスメントを行い、その結果を踏まえ、火災予防上有効な措置の具体的な方法等を文書として明確に定めること。 　なお、貯蔵又は取扱量が10万キログラム未満の関係事業所に対しても、取り扱う木質ペレットの性質に起因する危険要因について、適切にリスクアセスメントを行う必要性の注意喚起を図られたいこと。 イ　火災予防条例第35条の３において、基準の特例を認めることができる旨の規定をおいているところ、当該規定に基づく特例の適用にあたっては、取り扱う木質ペレットの性質に起因する危険要因について、適切にリスクアセスメントを行い、その結果を踏まえ、適用可否を判断すること。 ⑷　留意事項 　木質ペレット以外のバイオマス燃料（パーム椰子殻）が自然発火したと推定される事例等が発生していることを踏まえ、バイオマス発電のため木質ペレット以外の指定可燃物を貯蔵等する事業所において、同様の危険要因が考えられる場合は、上記と同様に対応すること。
第４　消火設備		第４節　消火設備

第１節第８による。 ただし、移動タンクに関しては、道路運送車両の保安基準第47条第１項第３号により、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第71条第１項の表に掲げるものを運搬する際には、消火器の設置が義務付けられるので留意すること。	第１章第８節による。 ただし、移動タンクに関しては、道路運送車両の保安基準第47条第１項第３号により、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第71条第１項の表に掲げるものを運搬する際には、消火器の設置が義務付けられるので留意すること。
第３章　附則 **第１　附則** 附則〔平成２７年３月２０日〕　（略）	**第３章　附則** **第１節　附則** 附則〔平成２７年３月２０日〕　（略） 附則〔令和６年４月１日〕 １　この運用基準は、令和６年４月１日から施行する。 ２　この運用基準施行の際、現に条例第55条第１項又は第２項により届出がなされている少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備のうち、この運用基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの基準にかかわらず、なお従前の例による。
資料編	**資料編** **第１　姫路市火災予防条例（第４章）　改正履歴** **本文**　別紙のとおり。
第１　少量危険物等貯蔵取扱所の危険物配管に係る規制要領 （略）	**第２　少量危険物等貯蔵取扱所の危険物配管に係る規制要領** （略）
第２　粉じんの発火度及び主要な危険性 （略）	**第３　粉じんの発火度及び主要な危険性** （略）
第３　各種液体の導電率 （略）	**第４　各種液体の導電率** （略）
第４　ＦＲＰタンクの安全な構造	**第５　ＦＲＰタンクの安全な構造**

（略）	（略）
第５　満了停止制御装置の構造例 （略）	第６　満了停止制御装置の構造例 （略）
第６　移動タンクの固定例 （略）	第７　移動タンクの固定例 （略）
第７　45度傾斜バスケット法燃焼試験 （略）	第８　45度傾斜バスケット法燃焼試験 （略）
第８　粉粒状又は融点の低い合成樹脂の試験方法 （略）	第９　粉粒状又は融点の低い合成樹脂の試験方法 （略）
第９　発泡性ポリスチレンビーズの性状等 （略）	第10　発泡性ポリスチレンビーズの性状等 （略）

令和６年４月１日改正

別紙

新　旧　対　照　表

（少量危険物及び指定可燃物の運用基準）

現　　行
［追加］

改　正　案
第１　姫路市火災予防条例（第４章）　改正履歴 姫路市火災予防条例について、危険物及び指定可燃物に関する第４章の規定に係る改正履歴を記載する。 なお、附則についても各条例制定時のものを記載する。 **［　昭和 37 年４月１日　条例第 14 号　］** **第４章　指定数量未満の危険物、準危険物及び特殊可燃物の貯蔵又は取り扱いの技術上の基準** **第１節　指定数量未満の危険物の貯蔵又は取り扱いの基準** （指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準） **第 31 条**　法別表で定める数量（以下「指定数量」という。）の５分の１以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火を使用しないこと。
(2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃に努めるとともに、みだりに空箱その他の不必要な可燃物を放置しないこと。
(3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物の性質に応じて遮光し、又は換気を行うこと。
(4) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、幅２メートル以上（タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、１メートル以上）の空地を保有するか、又は防火上有効なへいを設けること。ただし、開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。
(5) 危険物の性質に応じた適正な温度又は湿度を保つように取り扱うこと。
(6) 危険物のくず、かす等は、その性質に応じ、安全な場所において廃棄し、その他適当な処置をすること。
(7) 危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないようにすること。
(8) 危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように措置をこうずること。
(9) 危険物が残存し、又は残存しているおそれのある設備、機械器具、容器等を修理する場合においては、安全な場所において危険物を完全に除去した後に行うこと。
(10) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。
(11) 危険物の容器への収納又は詰替えは、危険物の規制に関する総理府令（昭和 34 年総理府令第 55 号）別表第３に掲げる運搬容器及び収納の基準に適合するように行うこと。ただし、火災予防上支障がないと認められるときは、この限りでない。
(12) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
(13) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所においては、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
(14) 危険物を保護液中に保存する場合においては、当該危険物が保護液中から露出しないようにすること。
(15) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備（タンクを除く。）については、次によること。
ア　危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とし、又は装置を設けること。

イ　危険物を取り扱う配管は、金属管、陶管等耐熱性を有する管を用いること。

ウ　危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための付帯設備を設けたときは、この限りでない。

エ　危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、有効な圧力計及び安全装置を設けること。

(16) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクについては、次によること。

ア　厚さ２ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、容易に破損し、又は漏れない構造とすること。

イ　外面にさびどめのための措置を講ずること。

ウ　圧力タンクにあっては、有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあっては、有効な通気管を設けること。

エ　引火のおそれのある危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備にあっては、通気管に引火を防止するための措置を講ずること。

オ　注入口は、火災予防上支障のない場所に設けること。

カ　配管は、金属管、陶管等耐熱性を有する材料で造った管を用いること。

キ　地下に埋設するタンクにあっては、地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置するか、又はアスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル等を用いて有効におおうこと。

ク　地下に埋設するタンクにあっては、ふたにかかる重量が直接当該タンクにかからない構造とすること。

(17) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨並びに危険物の類別、品名又は最大数量を記載した標識を設けること。

(18) 危険物を加熱し、又は乾燥するときは、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行なうこと。

(19) 危険物の詰替えは、防火上安全な場所で行うこと。

(20) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行なうこと。

(21) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。

(22) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液を安全に処理すること。

(23) バーナーにより危険物を消費するときは、バーナの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。

(24) 危険物を廃棄するときは、危険物の性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと。

第 32 条　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 第１類の危険物にあっては、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は災害をおこすおそれのある過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、過酸化物Ｂにあっては、水との接触を避けること。

(2) 第２類の危険物にあっては、酸化物との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、金属粉Ａ及び金属粉Ｂについては、水又は酸との接触を避けること。

(3) 第３類の危険物にあっては、水との接触を避けること。

(4) 第４類の危険物にあっては、炎、火花又は高温体との接近を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

(5) 第４類の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、次に掲げる構造の室内において行うこと。ただし、当該屋内において防火上支障がないと認められる構造の部分において行うときは、この限りでない。

ア　壁、柱、床及び天井は、不燃材料又は準不燃材料で造られ、又はおおわれたものであること。

イ　開口部には、甲種防火戸若しくは乙種防火戸又はドレンチャー設備を設けること。

ウ　可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の発生が著しい場合において、当該蒸気等を排出する設備を設けること。

(6) 第５類の危険物にあっては、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。

(7) 第６類の危険物にあっては、可燃物との接触又は分解を促す物品との接近を避けること。

２　前項の基準は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うにあたって、同項の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するための十分な措置を講じなければならない。

（品名を異にする危険物）

第 33 条　品名を異にする２以上の危険物を同一の場所において貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の品名ごとの数量をそれぞれの指定数量の５分の１の数量で除し、その商の和が１となるときは、当該場所は、指定数量の５分の１の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

第２節　準危険物の貯蔵又は取り扱いの基準

（準危険物の貯蔵又は取扱いの基準）

第 34 条　別表第３で定める数量の 100 倍以上の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第２で定める危険物に準ずる可燃性の物品（以下「準危険物」という。）の貯蔵又は取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 準危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅１メートル以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあっては、壁、柱、床及び天井を不燃材料でおおった室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

(2) 準危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、幅３メートル以上（タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、２メートル以上）の空地を保有するか、又は防火上有効なへい等を設けること。

２　前項に規定するもののほか、別表第３で定める数量以上の準危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準については、前３条（第 31 条第 11 号を除く。）の規定を準用する。

第３節　特殊可燃物の貯蔵又は取り扱いの基準

（特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの基準）

第 35 条　別表第４で定める数量以上の同表の品名欄に掲げる物品（以下、「特殊可燃物」という。）の貯蔵又は取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火を使用しないこと。

(2) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃に努めること。この場合において、危険物又は準危険物と区分して整理すること。

(3) 特殊可燃物のくず、かす等は、当該特殊可燃物の性質に応じ、１日１回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。

(4) 特殊可燃物を集積する場合においては、集積場所の面積 50 平方メートル以下ごとに区分して集積し、かつ、相互に１メートル以上の間隔を保つこと。ただし、特殊可燃物の性質又は形状、集積場所の面積等によりこれにより難い場合において火災予防上支障がないと認められるときは、集積場所の面積 200 平方メートル以下ごとに区分して集積することができる。

(5) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、特殊可燃物を貯蔵し、取り扱っている旨並びに特殊可燃物の品名を及び最大数量を記載した標識を

設けること。

（指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出）

第 55 条　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物、別表第３で定める数量の５倍以上の準危険物又は別表第４で定める数量の５倍以上の特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

附則

１　この条例の、昭和 37 年７月１日から施行する。

２　姫路市火災予防条例（昭和 28 年姫路市条例第 35 号）は廃止する。

別表第３

類別	品名	数量
		キログラム
第１類	亜塩素酸塩類	１０
	臭素酸塩類	１５
	沃素酸塩類	２０
	重クロム酸塩類	６００
第２類	油紙類及び油布類	１００
	副蚕糸	１００
	油かす	１，０００

第３類	金属リチウム	5
	金属カルシウム	５０
	炭化アルミニウム	６０
	水素化物	６０
	カルシウムシリコン	２００
第４類	ラッカーパテ	２００
	ゴムのり	２００
	第１種引火物	２００
	しょう脳	６００
	ナフタリン	６００
	松脂	６００
	パラフィン	６００
	第２種引火物	６００
第５類	ニトロソ化合物	４０
	ジニトロソペンタメチレンテトラミン	４０
	ナトリウムアミド	４０
第６類	過塩素酸	３０
	塩化チオニル	８０
	塩化スルフリン	８０

別表第４

品名	数量
	キログラム

綿花類	２００
木毛及びかんなくず	４００
ぼろ及び紙くず	１，０００
糸類	１，０００
わら類	１，０００
ゴム類	３，０００
石炭及び木炭	１０，０００
木材加工品及び木くず	立法メートル １０

備考

１　綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。

２　糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸及び繭をいう。

３　わら類とは、乾燥わら、乾燥繭及びそれらの製品並びに干し草をいう。

４　ゴム類とは、不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずをいう。

［　昭和 48 年６月 25 日　条例第 30 号　］

現　　行	改　正　後
第 31 条　法別表で定める数量（以下「指定数量」という。）の５分の１以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2)　（略） (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物の性質	**第 31 条**　法別表で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。 (1)・(2)　（略）

		に応じて遮光し、又は換気を行うこと。 (4) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、幅２メートル以上（タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、１メートル以上）の空地を保有するか、又は防火上有効なへいを設けること。ただし、開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。 (5) 危険物の性質に応じた適正な温度又は湿度を保つように取り扱うこと。 (6) 危険物のくず、かす等は、その性質に応じ、安全な場所において廃棄し、その他適当な処置をすること。 (7) 危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないようにすること。 (8) 危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように措置をこうずること。 (9) 危険物が残存し、又は残存しているおそれのある設備、機械器具、容器等を修理する場合においては、安全な場所において危険物を完全に除去した後に行うこと。 (10) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。 (11) 危険物の容器への収納又は詰替えは、危険物の規制に関する総理府令（昭和 34 年総理府令第 55 号）別表第３に掲げる運搬容器及び収納の基準に適合するように行うこと。ただし、火災予防上支障がないと認められるときは、この限りでない。	(3) 危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないようにすること。 (4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。		

		(12) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。 (13) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所においては、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。 (14) 危険物を保護液中に保存する場合においては、当該危険物が保護液中から露出しないようにすること。 (15) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備（タンクを除く。）については、次によること。 ア　危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とし、又は装置を設けること。 イ　危険物を取り扱う配管は、金属管、陶管等耐熱性を有する管を用いること。 ウ　危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための付帯設備を設けたときは、この限りでない。 エ　危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、有効な圧力計及び安全装置を設けること。 (16) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクについては、次によること。 ア　厚さ２ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有す	(5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。		

		る金属板で気密に造るとともに、容易に破損し、又は漏れない構造とすること。 イ　外面にさびどめのための措置を講ずること。 ウ　圧力タンクにあっては、有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあっては、有効な通気管を設けること。 エ　引火のおそれのある危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備にあっては、通気管に引火を防止するための措置を講ずること。 オ　注入口は、火災予防上支障のない場所に設けること。 カ　配管は、金属管、陶管等耐熱性を有する材料で造った管を用いること。 キ　地下に埋設するタンクにあっては、地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置するか、又はアスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル等を用いて有効におおうこと。 ク　地下に埋設するタンクにあっては、ふたにかかる重量が直接当該タンクにかからない構造とすること。 (17) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨並びに危険物の類別、品名又は最大数量を記載した標識を設けること。 (18) 危険物を加熱し、又は乾燥するときは、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行なうこと。 (19) 危険物の詰替えは、防火上安全な場所で行うこと。 (20) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場			

所で行なうこと。

(21) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。

(22) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液を安全に処理すること。

(23) バーナーにより危険物を消費するときは、バーナの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。

(24) 危険物を廃棄するときは、危険物の性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと。

(6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱うときは、地震等により容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないようにすること。

第 32 条　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、容器の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効なへいを設けること。ただし、開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は鋼製	指定数量の２分の１以上指定	１メートル以上

ドラムの場合	数量未満	
その他の場合	指定数量の５分の１以上２分の１未満	１メートル以上
	指定数量の２分の１以上指定数量未満	２メートル以上

(2) 危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、次に掲げる構造の室内において行なうこと。

ア　壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又はおおわれたものであること。

イ　開口部には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること。

ウ　可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の発生が著しい場合は、当該蒸気等を排出する設備を設けること。

(3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物の性質に応じて遮光又は換気を行うこと。

(4) 危険物の性質に応じた適正な温度又は湿度を保つように取り扱うこと。

(5) 危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように措置を講ずること。

(6) 危険物が残存し、又は残存しているおそれのある設備、機械器具、容器等を修理する場合においては、安全な場所において危険物を完全に除去した後に行なうこと。

(7) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄するときは、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのな

			い方法により行なうこと。 (8) 危険物をタンクへ収納する場合は、当該タンクの容量をこえないこと。 (9) 危険物を容器へ収納し、又は詰め替える場合は、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）別表第３に掲げる運搬容器及び収納の基準に適合するように行なうこと。ただし、火災予防上支障がないと認められるときは、この限りでない。 (10) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所においては、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。 (11) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。 (12) 危険物を加熱し、又は乾燥するときは、危険物の温度が上昇しない方法で行なうこと。 (13) 危険物を保護液中にほぞんする場合においては、当該危険物が保護液中から露出しないようにすること。 (14) 危険物の詰め替えは、防火上安全な場所で行なうこと。 (15) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行なうこと。 (16) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行なうこと。		

			(17) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行なうとともに、廃液を安全に処理すること。 (18) バーナーにより危険物を消費するときは、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。 (19) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨並びに危険物の品名及び最大数量を記載した標識を設けること。 (20) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備（タンクを除く。）については、次によること。 ア　危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とし、又は装置を設けること。 イ　危険物を取り扱う配管は、金属管、陶管等耐熱性を有する管を用いること。 ウ　危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りではない。 エ　危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、有効な圧力計及び安全装置を設けること。 オ　引火性の熱媒体を使用する設備にあっては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。		

(21) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地下に埋設する及び車両に固定されたタンクを除く。）については、次によること。

ア　その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に作るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては水張によって、圧力タンクにあっては最大常用圧力の１．５倍の圧力によって、漏れ又は変形しないものであること。

タンクの容量	板厚
40 ﾘｯﾄﾙ以下	1.0 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上
40 ﾘｯﾄﾙをこえ 100 ﾘｯﾄﾙ以下	1.2 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上
100 ﾘｯﾄﾙをこえ 250 ﾘｯﾄﾙ以下	1.6 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上
250 ﾘｯﾄﾙをこえるもの	2.0 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上

イ　外面にさび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られたタンクにあっては、この限りでない。

ウ　圧力タンクにあっては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあっては有効な通気管又は通気口を設けること。

エ　引火点 40 度以下の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあっては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。

オ　注入口は、火災予防上支障のない場所に設けること。

カ　地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

キ　見やすい位置に容量を覚知することができる装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。

ク　タンクの配管は、金属管、陶管等耐熱性を有する材料で作られた管

			を用いること。 ケ　タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。 コ　タンクの配管には、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように措置を講ずること。 (22) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち地下に埋設するタンクについては、前号イからオまで、キ及びクの規定によるほか、次によること。 ア　地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置するか、又はアスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル等を用いて有効に被覆すること。ただし、腐食し難い材質で作られたタンクにあっては、この限りでない。 イ　厚さ３．２ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に作るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては０．７重量キログラム毎平方センチメートルの圧力によって、圧力タンクにあっては最大常用圧力の１．５倍の圧力によって、漏れ、又は変形しないものであること。 ウ　自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあっては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。 エ　浸水等によりタンクが浮上するおそれのある場合は、堅固な基礎の上に固定すること。		

			オ　地下にある配管のねじ接続による連結部（通気管の連結部を除く。）は、漏れを点検できるようにふたのあるコンクリート造の箱に納めること。 (23) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）については、次によること。 ア　厚さ３．２ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に作るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては０．７重量キログラム毎平方センチメートルの圧力によって、圧力タンクにあっては最大常用圧力の１．５倍の圧力によって、漏れ、又は変形しないものであること。 イ　常用圧力が０．２重量キログラム毎平方センチメートル以下の移動タンクにあっては０．２重量キログラム毎平方センチメートルをこえ０．２４重量キログラム毎平方センチメートル以下の範囲の圧力で、常用圧力が０．２重量キログラム毎平方センチメートルをこえる移動タンクにあっては常用圧力の１．１倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。 ウ　マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出している移動タンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。 エ　マンホール及び注入口のふたは、厚さ３．２ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で作ること。 オ　外面にさび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた移動タンクに		

			あっては、この限りでない。 カ　移動タンクには、０．３メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識を見やすい箇所に設けること。		
		第 32 条　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) 第１類の危険物にあっては、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は災害をおこすおそれのある過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、過酸化物Ｂにあっては、水との接触を避けること。 (2)～(4)　（略） (5) 第４類の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、次に掲げる構造の室内において行うこと。ただし、当該屋内において防火上支障がないと認められる構造の部分において行うときは、この限りでない。 ア　壁、柱、床及び天井は、不燃材料又は準不燃材料で造られ、又はおおわれたものであること。 イ　開口部には、甲種防火戸若しくは乙種防火戸又はドレンチャー設備を設けること。 ウ　可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の発生が著しい場合において、当該蒸気等を排出する設備を設けること。	第 32 条の２　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、前２条に定めるもののほか、危険物の類ごとに、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。 (1) 第１類の危険物にあっては、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は災害をおこすおそれのある過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、過酸化物にあっては、水との接触を避けること。 (2)～(4)　（略）		

(6) 第５類の危険物にあっては、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。 (7) 第６類の危険物にあっては、可燃物との接触又は分解を促す物品との接近を避けること。	(5) 第５類の危険物にあっては、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。 (6) 第６類の危険物にあっては、可燃物との接触又は分解を促す物品との接近を避けること。
第 34 条　別表第３で定める数量の 100 倍以上の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第２で定める危険物に準ずる可燃性の物品（以下「準危険物」という。）の貯蔵又は取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする。	**第 34 条**　別表第３で定める数量の 100 倍以上の　令別表第２で定める危険物に準ずる可燃性の物品（以下「準危険物」という。）の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
２　前項に規定するもののほか、別表第３で定める数量以上の準危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準については、前３条（第 31 条第 11 号を除く。）の規定を準用する。	２　前項に規定するもののほか、別表第３で定める数量以上の準危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準については、前４条（第 32 条第９号を除く。）の規定を準用する。
第 35 条　別表第４で定める数量以上の同表の品名欄に掲げる物品（以下、「特殊可燃物」という。）の貯蔵又は取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする。	**第 35 条**　別表第４で定める数量以上の同表の品名欄に掲げる物品（以下、「特殊可燃物」という。）の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。
(1)～(5)　（略）	(1)～(5)　（略）

附則

（施行期日）

１　この条例は、昭和 48 年 10 月１日から施行する。ただし、第３条第１項の改正規定（同項第 17 号ケからスまでの規定に係る改正部分に限る。）、第４条第２項第２号の改正規定、第７条第１項に１号を加える改正規定、第７条の次に１条を加える改正規定及び第 31 条の次に１条を加える改正

規定（第 32 条第 21 号ア、キ、ケ及びコ、第 22 号イ、エ及びオ並びに第 23 号の規定として加える部分に限る。）は昭和 49 年１月１日から、第８条の次に１条を加える改正規定（第８条の２第１項第３号の規定として加える部分に限る。）及び第 31 条の次に１条を加える改正規定（第 32 条第２号の規定として加える部分に限る。）は昭和 49 年７月１日から施行する。

（経過措置）

2　昭和 48 年９月 30 日において現に使用されている燃料タンク及び危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに係る基準については、改正後の姫路市火災予防条例（以下「新条例」という。）第３条第１項第 17 号及び第 32 条第 21 号から第 23 号までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3～5　（略）

［　昭和 53 年 12 月 25 日　条例第 48 号　］

現　　行	改　正　後
第 32 条　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。	第 32 条　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2) 危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、次に掲げる構造の室内において行なうこと。	(2) 危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、次に掲げる構造の室内において行なうこと。
ア　（省略）	ア　（省略）
	イ　液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を設け、かつ、ためますを設けること。
イ　開口部には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること。	ウ　開口部には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること。
ウ　可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の発生が著しい場合は、当該蒸気	エ　可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の発生が著しい場合は、当該蒸気

等を排出する設備を設けること。 (3)～(20)　（略） (21) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地下に埋設する及び車両に固定されたタンクを除く。）については、次によること。 ア～コ　（省略） (22)・(23)　（略）	等を排出する設備を設けること。 (3)～(20)　（略） (21) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地下に埋設する及び車両に固定されたタンクを除く。）については、次によること。 ア～コ　（省略） サ　液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋内に設けるタンクの周囲には、側溝及びためますを設ける等当該タンクから漏れた危険物が、タンクを設置している場所以外の部分に流出しないように措置を講ずること。 シ　液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外に設けるタンクの周囲には、コンクリート造り、ブロック造り等の囲いを設け、当該タンクから漏れた危険物がタンクを設置している場所以外の部分に流出しないように措置を講ずること。 (22)・(23)　（略）

附則

（施行期日）

1　この条例は、昭和 54 年４月１日から施行する。）

（経過措置）

2　この条例施行の際、現に存する液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所及びタンクの周囲に設ける流出防止のための施設に係る第 55 条の規定に基づき届け出ている者又は届出書を提出している者については、改正後の姫路市火災予防条例第 32 条第２号イ並びに第 21 号サ及びシの規定にかかわらず、なお従前の例による。

［　昭和 55 年３月 31 日　条例第 27 号　］

現　　行	改　正　後
第 35 条　別表第４で定める数量以上の同表の品名欄に掲げる物品（以下、「特殊可燃物」という。）の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。	第 35 条　別表第４で定める数量以上の同表の品名欄に掲げる物品（以下、「特殊可燃物」という。）の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃に努めること。この場合において、危険物又は準危険物と区分して整理すること。	(2) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃に努めること。この場合において、危険物又は準危険物と区分して整理するとともに、特殊可燃物の性状に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。
(3)　（略）	(3)　（略）
(4) 特殊可燃物を集積する場合においては、集積場所の面積 50 平方メートル以下ごとに区分して集積し、かつ、相互に１メートル以上の間隔を保つこと。ただし、特殊可燃物の性質又は形状、集積場所の面積等によりこれにより難い場合において火災予防上支障がないと認められるときは、集積場所の面積 200 平方メートル以下ごとに区分して集積することができる。	(4) 特殊可燃物（合成樹脂類（別表第４の備考５に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）を集積する場合においては、１集積単位の床面積が 50 平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に１メートル以上の距離を保つこと。ただし、特殊可燃物の性状、貯蔵し、又は取り扱う場所

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>(5) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、特殊可燃物を貯蔵し、取り扱っている旨並びに特殊可燃物の品名を及び最大数量を記載した標識を設けること。</td>
<td>の面積等によりこれにより難い場合において火災予防上支障がないと認められるときは、１集積単位の床面積を 200 平方メートル以下になるように区分することができる。
(5) 特殊可燃物のうち、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。
ア　集積する場合においては、
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>距離（単位ﾒｰﾄﾙ）</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>床面積が 500 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間（(2)及び(3)に該当する場合を除く。）</td><td>3</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>床面積が 300 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間（(3)に該当する場合を除く。）</td><td>2</td></tr>
<tr><td>(3)</td><td>床面積が 100 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間</td><td>1</td></tr>
</table>
イ　屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、防火上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。
ウ　別表第４に定める数量の 100 倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料（建築基準法施行令第１条第６号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行なうこと。
(6) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、特殊可燃物を貯蔵し、取り扱っている旨並びに特殊可燃物の品名を及び最大数量を記載した標識を設けること。</td>
<td></td>
</tr>
</table>

第55条　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物、別表第３で定める数量の５倍以上の準危険物又は別表第４で定める数量の５倍以上の特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。	**第55条**　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物、別表第３で定める数量の５倍以上の準危険物又は別表第４で定める数量の５倍以上（合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

現　　行

別表第４

品名	数量
綿花類	キログラム ２００
木毛及びかんなくず	４００
ぼろ及び紙くず	１，０００
糸類	１，０００
わら類	１，０００
ゴム類	３，０００
石炭及び木炭	１０，０００
木材加工品及び木くず	立法メートル １０

備考

１～４　（略）

改　正　後

別表第４

品名		数量
綿花類		キログラム ２００
木毛及びかんなくず		４００
ぼろ及び紙くず		１，０００
糸類		１，０００
わら類		１，０００
ゴム類		３，０００
石炭及び木炭		１０，０００
木材加工品及び木くず		立法メートル １０
合成樹脂類	発泡させたもの	立法メートル ２０
	その他のもの	キログラム ３，０００

備考

１～４　（略）

５　合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くずをいい、合成樹脂の糸、ゴム類、繊維、紙及びこれらのぼろ又はくずを除く。

附則

1　この条例は、昭和 55 年７月１日から施行する。

2　この条例施行の際現に存する建築物のうち、現にその屋内において合成樹脂類（改正後の姫路市火災予防条例（以下「新条例」という。）別表第４の備考５に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）を貯蔵し、又は取り扱っているものについては、新条例第 35 条第５号ウの規定は、この条例施行の日から起算して２年を経過するまでの間は、適用しない。

3　この条例施行の際現に合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている者に対する新条例第 55 条の規定に適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは、「昭和 55 年７月１日から 30 日以内に」とする。

［　昭和 59 年６月 27 日　条例第 31 条　］

現　　行	改　正　後
第 32 条の２　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、前２条に定めるもののほか、危険物の類ごとに、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。 (1) 第１類の危険物にあっては、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は災害をおこすおそれのある過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、過酸化物にあっては、水との接触を避けること。 (2)～(6)　（略）	**第 32 条の２**　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、前２条に定めるもののほか、危険物の類ごとに、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。 (1) 第１類の危険物にあっては、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は災害をおこすおそれのある過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物にあっては、水との接触を避けること。 (2)～(6)　（略）
第 34 条　別表第３で定める数量の 100 倍以上の　　令別表第２で定める危険物に準ずる可燃性の物品（以下「準危険物」という。）の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらな	**第 34 条**　別表第７で定める数量の 100 倍以上の　　令別表第２で定める危険物に準ずる可燃性の物品（以下「準危険物」という。）の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらな

		ければならない。 (1)・(2)　（略） ２　前項に規定するもののほか、別表第３で定める数量以上の準危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準については、前４条（第 32 条第９号を除く。）の規定を準用する。 **第 35 条**　別表第４で定める数量以上の同表の品名欄に掲げる物品（以下、「特殊可燃物」という。）の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。 (1)～(3)　（略） (4) 特殊可燃物（合成樹脂類（別表第４の備考５に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）を集積する場合においては、１集積単位の床面積が 50 平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に１メートル以上の距離を保つこと。ただし、特殊可燃物の性状、貯蔵し、又は取り扱う場所の面積等によりこれにより難い場合において火災予防上支障がないと認められるときは、１集積単位の床面積を 200 平方メートル以下になるように区分することができる。 (5) 特殊可燃物のうち、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。 ア・イ　（略） ウ　別表第４に定める数量の 100 倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料	ければならない。 (1)・(2)　（略） ２　前項に規定するもののほか、別表第７で定める数量以上の準危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準については、前４条（第 32 条第９号を除く。）の規定を準用する。 **第 35 条**　別表第８で定める数量以上の同表の品名欄に掲げる物品（以下、「特殊可燃物」という。）の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。 (1)～(3)　（略） (4) 特殊可燃物（合成樹脂類（別表第８の備考５に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）を集積する場合においては、１集積単位の床面積が 50 平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に１メートル以上の距離を保つこと。ただし、特殊可燃物の性状、貯蔵し、又は取り扱う場所の面積等によりこれにより難い場合において火災予防上支障がないと認められるときは、１集積単位の床面積を 200 平方メートル以下になるように区分することができる。 (5) 特殊可燃物のうち、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。 ア・イ　（略） ウ　別表第８に定める数量の 100 倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料		

		（建築基準法施行令第１条第６号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行なうこと。	（建築基準法施行令第１条第６号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行なうこと。 (6) 特殊可燃物のうち、常圧下において可燃性ガスを大気中に滲出する性質を有する合成樹脂類を屋内に貯蔵する場合は、前号の規定によるほか、次に掲げる場所において行なうこと。ただし、可燃性ガスの滲出の状況から火災予防上支障がないと認められるときは、この限りでない。 ア　滲出する可燃性ガスを検知し、警報を発することができる装置が設けられているもの イ　床面積が 500 平方メートル以上の場所又は容易に自然換気ができない場所にあっては機械換気設備が、その他の場所にあっては換気口が設けられているもの ウ　火災予防上又は消火の活動上重大な支障を生ずるおそれのある危険物等が貯蔵されていないもの		
		(6) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、特殊可燃物を貯蔵し、取り扱っている旨並びに特殊可燃物の品名を及び最大数量を記載した標識を設けること。	(7) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、特殊可燃物を貯蔵し、取り扱っている旨並びに特殊可燃物の品名を及び最大数量を記載した標識を設けること。		
		第 55 条　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物、別表第３で定める数量の５倍以上の準危険物又は別表第４で定める数量の５倍以上（合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したとき	**第 55 条**　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物、別表第７で定める数量の５倍以上の準危険物又は別表第８で定める数量の５倍以上（合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したとき		

も同様とする。	も同様とする。

現　　行

別表第３

類別	品名	数量
		キログラム
第１類	亜塩素酸塩類	１０
	臭素酸塩類	１５
	沃素酸塩類	２０
	重クロム酸塩類	６００
第２類	油紙類及び油布類	１００
	副蚕糸	１００
	油かす	１，０００
第３類	金属リチウム	５
	金属カルシウム	５０
	炭化アルミニウム	６０
	水素化物	６０
	カルシウムシリコン	２００

第４類	ラッカーパテ	２００
	ゴムのり	２００
	第１種引火物	２００
	しょう脳	６００
	ナフタリン	６００
	松脂	６００
	パラフィン	６００
	第２種引火物	６００
第５類	ニトロソ化合物	４０
	ジニトロソペンタメチレンテトラミン	４０
	ナトリウムアミド	４０
第６類	過塩素酸	３０
	塩化チオニル	８０
	塩化スルフリン	８０

別表第４

品名	数量
	キログラム
綿花類	２００
木毛及びかんなくず	４００
ぼろ及び紙くず	１，０００
糸類	１，０００

わら類		１，０００
ゴム類		３，０００
石炭及び木炭		１０，０００
木材加工品及び木くず		立法メートル １０
合成樹脂類	発泡させたもの	立法メートル ２０
	その他のもの	キログラム ３，０００

備考

１～５　（略）

改　正　後

別表第７（第34条、第55条関係）

類別	品名	数量
第１類		キログラム
	亜塩素酸塩類	１０
	臭素酸塩類	１５
	沃素酸塩類	２０
	重クロム酸塩類	６００
第２類	油紙類及び油布類	１００
	副蚕糸	１００
	油かす	１，０００

第３類	金属リチウム	５
	金属カルシウム	５０
	炭化アルミニウム	６０
	水素化物	６０
	カルシウムシリコン	２００
第４類	ラッカーパテ	２００
	ゴムのり	２００
	第１種引火物	２００
	しょう脳	６００
	ナフタリン	６００
	松脂	６００
	パラフィン	６００
	第２種引火物	６００
第５類	ニトロソ化合物	４０
	ジニトロソペンタメチレンテトラミン	４０
	ナトリウムアミド	４０
第６類	過塩素酸	３０
	塩化チオニル	８０
	塩化スルフリン	８０

備考

１　油紙類及び油布類とは、動植物油類がしみ込んでいる紙又は布及びこれらの製品をいう。

２　副蚕糸とは、さなぎ油がしみ込んでいるもののみをいう。

３　水素化物とは、アルカリ金属及びアルカリ土類金属（ベリリウム及びマグネシウムを除く。）の水素化物をいう。

４　ゴムのりとは、生ゴムにガソリンその他の引火性溶剤を加えて、のり状としたものをいう。

５　第１種引火物とは、常温で固体であり、かつ、40 度未満で可燃性の蒸気を発生するものをいう。

６　第２種引火物とは、常温で固体であり、かつ、次のア、イ又はウのいずれかに該当するものをいう。

ア　40 度以上 100 度未満で可燃性の蒸気を発生するもの

イ　100 度以上 200 度未満で可燃性の蒸気を発生し、かつ、燃焼熱量が 8,000 カロリー毎グラム以上であるもの

ウ　200 度以上で可燃性の蒸気を発生し、かつ、燃焼熱量が 8,000 カロリー毎グラム以上であるもので、融点が 100 度未満のもの

７　ニトロソ化合物とは、１のベンゼン核に２以上のニトロソ基が結合したもののみをいう。

別表第８（第 35 条、第 55 条関係）

品名		数量
綿花類		キログラム ２００
木毛及びかんなくず		４００
ぼろ及び紙くず		１，０００
糸類		１，０００
わら類		１，０００
ゴム類		３，０００
石炭及び木炭		１０，０００
木材加工品及び木くず		立法メートル １０
合成樹脂類	発泡させたもの	立法メートル ２０

		キログラム
	その他のもの	３，０００

備考

１～５　（略）

附則

1　この条例は、昭和 59 年９月１日から施行する。

2　（略）

3　この条例施行の際、現に常圧下において可燃性ガスを大気中に滲出する性質を有する合成樹脂類を屋内において貯蔵し、又は取り扱っているものについては、新条例第 35 条第６号の規定は、この条例施行の日から起算して２年を経過するまでの間は、適用しない。

4　（略）

［　平成２年３月 26 日　条例第 11 号　］

現　　行	改　正　後
第４章　指定数量未満の危険物、準危険物及び特殊可燃物の貯蔵又は取り扱いの技術上の基準	**第４章　指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準**
第１節　指定数量未満の危険物の貯蔵又は取り扱いの基準	**第１節　指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準**
（指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準）	（指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準）
第 31 条　法別表で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。	**第 31 条**　法第９条の３の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

	(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火を使用しないこと。 (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃に努めるとともに、みだりに空箱その他の不必要な可燃物を放置しないこと。 (3) 危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないようにすること。 (4)・(5)　（略） (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱うときは、地震等により容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないようにすること。 **第 32 条**　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。 (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、容器の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効なへいを設けること。ただし、開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。 容器の種類 ｜ 貯蔵し、又は取り扱う数量 ｜ 空地の幅	(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。 (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。 (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。 (4)・(5)　（略） (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。 （少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準） **第 32 条**　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）の貯蔵及び取扱いは、前条に定めるもののほか、次条から第 32 条の８までに定める技術上の基準によらなければならない。	

タンク又は鋼製ドラムの場合	指定数量の２分の１以上指定数量未満	１メートル以上
その他の場合	指定数量の５分の１以上２分の１未満	１メートル以上
	指定数量の２分の１以上指定数量未満	２メートル以上

(2) 危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、次に掲げる構造の室内において行なうこと。

ア　壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又はおおわれたものであること。

イ　液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を設け、かつ、ためますを設けること。

ウ　開口部には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること。

エ　可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の発生が著しい場合は、当該蒸気等を排出する設備を設けること。

(3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物の性質に応じて遮光又は換気を行うこと。

(4) 危険物の性質に応じた適正な温度又は湿度を保つように取り扱うこと。

(5) 危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように措置を講ずること。

(6) 危険物が残存し、又は残存しているおそれのある設備、機械器具、

		容器等を修理する場合においては、安全な場所において危険物を完全に除去した後に行なうこと。 (7) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄するときは、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行なうこと。 (8) 危険物をタンクへ収納する場合は、当該タンクの容量をこえないこと。 (9) 危険物を容器へ収納し、又は詰め替える場合は、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）別表第３に掲げる運搬容器及び収納の基準に適合するように行なうこと。ただし、火災予防上支障がないと認められるときは、この限りでない。 (10) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所においては、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。 (11) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。 (12) 危険物を加熱し、又は乾燥するときは、危険物の温度が上昇しない方法で行なうこと。 (13) 危険物を保護液中にほぞんする場合においては、当該危険物が保護液中から露出しないようにすること。 (14) 危険物の詰め替えは、防火上安全な場所で行なうこと。			

		(15) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行なうこと。 (16) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行なうこと。 (17) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行なうとともに、廃液を安全に処理すること。 (18) バーナーにより危険物を消費するときは、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。 (19) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨並びに危険物の品名及び最大数量を記載した標識を設けること。 (20) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備（タンクを除く。）については、次によること。 ア　危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とし、又は装置を設けること。 イ　危険物を取り扱う配管は、金属管、陶管等耐熱性を有する管を用いること。 ウ　危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りではない。 エ　危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、有効な圧力計及び安全装置を設けること。			

オ　引火性の熱媒体を使用する設備にあっては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。

(21) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地下に埋設する及び車両に固定されたタンクを除く。）については、次によること。

ア　その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に作るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては水張によって、圧力タンクにあっては最大常用圧力の１．５倍の圧力によって、漏れ又は変形しないものであること。

タンクの容量	板厚
40 ﾘｯﾄﾙ以下	1.0 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上
40 ﾘｯﾄﾙをこえ 100 ﾘｯﾄﾙ以下	1.2 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上
100 ﾘｯﾄﾙをこえ 250 ﾘｯﾄﾙ以下	1.6 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上
250 ﾘｯﾄﾙをこえるもの	2.0 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上

イ　外面にさび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られたタンクにあっては、この限りでない。

ウ　圧力タンクにあっては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあっては有効な通気管又は通気口を設けること。

エ　引火点 40 度以下の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあっては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。

オ　注入口は、火災予防上支障のない場所に設けること。

		カ　地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。 キ　見やすい位置に容量を覚知することができる装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。 ク　タンクの配管は、金属管、陶管等耐熱性を有する材料で作られた管を用いること。 ケ　タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。 コ　タンクの配管には、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように措置を講ずること。 サ　液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋内に設けるタンクの周囲には、側溝及びためますを設ける等当該タンクから漏れた危険物が、タンクを設置している場所以外の部分に流出しないように措置を講ずること。 シ　液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外に設けるタンクの周囲には、コンクリート造り、ブロック造り等の囲いを設け、当該タンクから漏れた危険物がタンクを設置している場所以外の部分に流出しないように措置を講ずること。 (22) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち地下に埋設するタンクについては、前号イからオまで、キ及びクの規定によるほか、次によること。 ア　地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置するか、又はアスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル等を用いて有効に被覆すること。ただし、腐食し難い材質で作ら			

れたタンクにあっては、この限りでない。

イ　厚さ３．２ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に作るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては０．７重量キログラム毎平方センチメートルの圧力によって、圧力タンクにあっては最大常用圧力の１．５倍の圧力によって、漏れ、又は変形しないものであること。

ウ　自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあっては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。

エ　浸水等によりタンクが浮上するおそれのある場合は、堅固な基礎の上に固定すること。

オ　地下にある配管のねじ接続による連結部（通気管の連結部を除く。）は、漏れを点検できるようにふたのあるコンクリート造の箱に納めること。

(23) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）については、次によること。

ア　厚さ３．２ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に作るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては０．７重量キログラム毎平方センチメートルの圧力によって、圧力タンクにあっては最大常用圧力の１．５倍の圧力によって、漏れ、又は変形しないものであること。

イ　常用圧力が０．２重量キログラム毎平方センチメートル以下の移

		動タンクにあっては０．２重量キログラム毎平方センチメートルをこえ０．２４重量キログラム毎平方センチメートル以下の範囲の圧力で、常用圧力が０．２重量キログラム毎平方センチメートルをこえる移動タンクにあっては常用圧力の１．１倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。 ウ　マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出している移動タンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。 エ　マンホール及び注入口のふたは、厚さ３．２ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で作ること。 オ　外面にさび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた移動タンクにあっては、この限りでない。 カ　移動タンクには、０．３メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識を見やすい箇所に設けること。	（すべてに共通する基準） **第 32 条の２**　少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タン		

			ク」という。）にあっては、0.3 メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識）並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にあっては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。 (2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。 (3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。 (4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。 (5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。 (6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあっては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。 (7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。 (8) 危険物を取り扱うに当たって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設ける		

			こと。 (9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。 ア　配管は、鋼製その他の金属製のものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の 1.5 倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。 イ　配管を地上に設置する場合には、地盤面に接しないようにするとともに、配管に外面の腐食を防止するための塗装をすること。 ウ　配管を地下に設置する場合には、配管に外面の腐食を防止するための措置を講じ、かつ、当該配管の接合部分（溶接による接合部分を除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置をこうずること。 エ　配管を地下に設置する場合には。その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。 (10) ためます又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみあげること。 (11) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行なうこと。 (12) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行なうこと。 (13) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な		

			温度、湿度又は圧力を保つこと。 (14) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように必要な措置を講ずること。 (15) 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行なうこと。 (16) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。 (17) 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。 (18) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近づけて置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。 (19) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。 ア　固体の危険物にあっては危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危険物規則」という。）別表第３、液体の危険物にあっては危険物規則別表第３の２の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以		

			下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。 イ　アの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第39条の３第２項から第６項までの規定の例による表示をすること。 (20) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ３メートル（第４類の危険物のうち第３石油類及び第４石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあっては、４メートル）を超えて積み重ねないこと。 (21) 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。 (22) 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。 (23) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。 (24) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。 (25) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること。 (26) バーナーを使用する場合においては、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。 （屋外及び屋内の基準） **第32条の３**　少量危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の		

技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の２分の１以上指定数量未満	１メートル以上
その他の場合	指定数量の５分の１以上２分の１未満	１メートル以上
	指定数量の２分の１以上指定数量未満	２メートル以上

(2) 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。

(3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造るとともに、高さ６メートルを超えて容器を貯蔵しないこと。

２　少量危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。

(2) 窓及び出入り口には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること。

(3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。

(4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。

(5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

(6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

（タンクの基準）

第 32 条の４　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋没されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては水張試験において、圧力タンクにあっては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で 10 分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあっては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
40 ﾘｯﾄﾙ以下	1.0 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上

40 ﾘｯﾄﾙを超え 100 ﾘｯﾄﾙ以下	1.2 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上
100 ﾘｯﾄﾙを超え 250 ﾘｯﾄﾙ以下	1.6 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上
250 ﾘｯﾄﾙを超え 500 ﾘｯﾄﾙ以下	2.0 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上
500 ﾘｯﾄﾙを超え 1,000 ﾘｯﾄﾙ以下	2.3 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上
1,000 ﾘｯﾄﾙを超え 2,000 ﾘｯﾄﾙ以下	2.6 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上
2,000 ﾘｯﾄﾙを超えるもの	3.2 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上

(2) 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

(3) 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあっては、この限りでない。

(4) 圧力タンクにあっては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあっては有効な通気管又は通気口を設けること。

(5) 引火点が 40 度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあっては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。

(6) 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。

(7) 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。

(8) タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。

(9) タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。

			(10) 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。 (11) 危険物をタンクへ収納する場合は、当該タンクの容量を超えないこと。 (12) 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあっては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。 （地下タンクの基準） 第 32 条の５　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準は、前条第３号から第５号まで、第７号及び第 11 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。 (1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第４類の危険物のタンクで、その外面がアスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル、エポキシ樹脂、タールエポキシ樹脂等により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあっては、この限りでない。 (2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあっては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。 (3) タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。 (4) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の		

			強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては 0.7 重量キログラム毎平方センチメートルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の 1.5 倍以上の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。 (5) 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること。 (6) タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。 (7) タンクの周囲には、当該タンクからの液体の危険物の漏れを検査するための管を２箇所以上適当な位置に設けること。 （移動タンクの基準） 第 32 条の６　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第 32 条の４第３号及び第 11 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。 (1) 火災予防上安全な場所に常置すること。 (2) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては 0.7 重量キログラム毎平方センチメートルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであるこ		

			と。 (3) タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。 (4) 常用圧力が 0.2 重量キログラム毎平方センチメートル以下のタンクにあっては 0.2 重量キログラム毎平方センチメートルを超え 0.24 重量キログラム毎平方センチメートル以下の範囲の圧力で、常用圧力が 0.2 重量キログラム毎平方センチメートルを超えるタンクにあっては常用圧力の 1.1 倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。 (5) タンクは、その内部に 4,000 リットル以下ごとに完全な間仕切りを厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。 (6) 前号の間仕切りにより仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第４号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切りにより仕切られた部分の容量が 2,000 リットル以上のものにあっては、厚さ 1.6 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。 (7) マンホール及び注入口のふたは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。 (8) マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。 (9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非		

			常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示すること。 (10) タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。 (11) タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。 (12) タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結するか、又は注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。）により注入すること。 (13) タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が 40 度以上の第４類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。 (14) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから出すときは、当該タンクを確実に接地すること。 (15) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けること。 （類ごとに共通する基準）		
		第 32 条の２　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物の貯蔵	第 32 条の７　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物の貯蔵		

		又は取扱いは、前２条に定めるもののほか、危険物の類ごとに、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。 (1) 第１類の危険物にあっては、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は災害をおこすおそれのある過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物にあっては、水との接触を避けること。 (2) 第２類の危険物にあっては、酸化物との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、金属粉Ａ及び金属粉Ｂについては、水又は酸との接触を避けること。 (3) 第３類の危険物にあっては、水との接触を避けること。 (4) 第４類の危険物にあっては、炎、火花又は高温体との接近を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。 (5) 第５類の危険物にあっては、炎、火花若しくは高温体との接近、過	又は取扱いは、前２条に定めるもののほか、危険物の類ごとに、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。 (1) 第１類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物及びこれを含有するものにあっては、水との接触を避けること。 (2) 第２類の危険物は、酸化物との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあっては水又は酸との接触を避け、引火性固体にあってはみだりに蒸気を発生させないこと。 (3) 自然発火性物品（第３類の危険物のうち危険物の規制に関する政令第１条の５第２項の自然発火性試験において同条第３項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。）にあっては炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水性物品（第３類の危険物のうち同令第１条の５第５項の水との反応性試験において同条第６項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。）にあっては水との接触を避けること。 (4) 第４類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。 (5) 第５類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃		

		熱、衝撃又は摩擦を避けること。 (6) 第６類の危険物にあっては、可燃物との接触又は分解を促す物品との接近を避けること。	又は摩擦を避けること。 (6) 第６類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱を避けること。 （タンク及び配管等の維持管理） 第 32 条の８　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第 32 条の２から第 32 条の６までの技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。 （動植物油類の適用除外） 第 32 条の９　第 31 条から前条までの規定にかかわらず、指定数量未満の第４類の危険物のうち同植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、当該各条の規定は、適用しない。		
		（品名を異にする危険物） 第 33 条　品名を異にする２以上の危険物を同一の場所において貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の品名ごとの数量をそれぞれの指定数量の５分の１の数量で除し、その商の和が１となるときは、当該場所は、指定数量の５分の１の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。 第２節　準危険物の貯蔵又は取り扱いの基準 （準危険物の貯蔵又は取扱いの基準）	（品名又は指定数量を異にする危険物） 第 33 条　品名又は指定数量を異にする２以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の５分の１の数量で除し、その商の和が１以上となるときは、当該場所は少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。 第２節　指定可燃物の貯蔵又は取扱いの基準 （可燃性液体類の貯蔵及び取扱いの基準）		

第 34 条　別表第７で定める数量の 100 倍以上の　　令別表第２で定める危険物に準ずる可燃性の物品（以下「準危険物」という。）の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 準危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅１メートル以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあっては、壁、柱、床及び天井を不燃材料でおおった室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

(2) 準危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、幅３メー

第 34 条　別表第７の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第５号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第７号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに少量危険物のうち第４類の同植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第７に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、少量危険物のうち第４類の動植物油類にあっては１メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	１以上 20 未満	１メートル以上
	20 以上 200 未満	２メートル以上
	200 以上	３メートル以上
その他の場合	１以上 20 未満	１メートル以上
	20 以上 200 未満	３メートル以上
	200 以上	５メートル以上

(2) 別表第７で定める数量の 20 倍以上の可燃性固体類等を屋内におい

		トル以上（タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、２メートル以上）の空地を保有するか、又は防火上有効なへい等を設けること。	て貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅１メートル（別表第７で定める数量の 200 倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、３メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあっては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。 (3) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。 ア　可燃性固体類（別表第７備考第５号エに該当するものを除く。）にあっては危険物規則別表第３の危険物の類別及び危険等級の別の第２類のⅢの項において、可燃性液体類及び少量危険物のうち第４類の動植物油類にあっては危険物規則別表第３の２の危険物の類別及び危険等級の別の第４類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。 イ　アの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が 300 ミリリットル以下のものについては、この限りでない。		

			(4) 可燃性液体類等（別表第７備考第５号エに該当するもの除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ４メートルを超えて積み重ねないこと。		
		２　前項に規定するもののほか、別表第７で定める数量以上の準危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準については、前４条（第 32 条第９号を除く。）の規定を準用する。	２　前項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準については、第 31 条から第 32 条の８まで（第 32 条の２第 19 号及び第 20 号、第 32 条の３第１項第１号並びに第 32 条の７を除く。）の規定を準用する。		
		第３節　特殊可燃物の貯蔵又は取り扱いの基準 （特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの基準） 第 35 条　別表第８で定める数量以上の同表の品名欄に掲げる物品（以下、「特殊可燃物」という。）の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。 (1) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火を使用しないこと。 (2) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃に努めること。この場合において、危険物又は準危険物と区分して整理するとともに、特殊可燃物の性状に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。 (3) 特殊可燃物のくず、かす等は、当該特殊可燃物の性質に応じ、１日１回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。	（綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準） 第 35 条　指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。 (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。 (2) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。 (3) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。		

(4) 特殊可燃物（合成樹脂類（別表第８の備考５に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）を集積する場合においては、１集積単位の床面積が 50 平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に１メートル以上の距離を保つこと。ただし、特殊可燃物の性状、貯蔵し、又は取り扱う場所の面積等によりこれにより難い場合において火災予防上支障がないと認められるときは、１集積単位の床面積を 200 平方メートル以下になるように区分することができる。

(5) 特殊可燃物のうち、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア　集積する場合においては、

区分		距離（単位ﾒｰﾄﾙ）
(1)	床面積が 500 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間（(2)及び(3)に該当する場合を除く。）	3
(2)	床面積が 300 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間（(3)に該当する場合を除く。）	2
(3)	床面積が 100 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間	1

イ　屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、防火上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ　別表第８に定める数量の 100 倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料

(4) 綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、１日１回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。

(5) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

（建築基準法施行令第１条第６号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行なうこと。

(6) 特殊可燃物のうち、常圧下において可燃性ガスを大気中に滲出する性質を有する合成樹脂類を屋内に貯蔵する場合は、前号の規定によるほか、次に掲げる場所において行なうこと。ただし、可燃性ガスの滲出の状況から火災予防上支障がないと認められるときは、この限りでない。

ア　滲出する可燃性ガスを検知し、警報を発することができる装置が設けられているもの

イ　床面積が 500 平方メートル以上の場所又は容易に自然換気ができない場所にあっては機械換気設備が、その他の場所にあっては換気口が設けられているもの

ウ　火災予防上又は消火の活動上重大な支障を生ずるおそれのある危険物等が貯蔵されていないもの

(7) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、特殊可燃物を貯蔵し、取り扱っている旨並びに特殊可燃物の品名を及び最大数量を記載した標識を設けること。

(6) 綿花類等のうち合成樹脂類（別表第７備考第８号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、１集積単位の面積が 200 平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、石炭・木炭類（同表備考第６号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあっては、温度計等により温度を監視するとともに、石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が 50 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間	１ﾒｰﾄﾙ以上
(2)	面積が 50 平方ﾒｰﾄﾙを超え 200 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間	２ﾒｰﾄﾙ以上

(7) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア　集積する場合においては、１集積単位の面積が 500 平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が 100 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間	１ﾒｰﾄﾙ以上
(2)	面積が 100 平方ﾒｰﾄﾙを超え 300 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間	２ﾒｰﾄﾙ以上
(3)	面積が 300 平方ﾒｰﾄﾙを超え 500 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間	３ﾒｰﾄﾙ以上

イ　屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するための水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ　別表第７に定める数量の 100 倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料（建築基準法施行令第１条第６号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

第３節　基準の特例

（基準の特例）

第 35 条の２　この章（第 31 条、第 32 条の７及び第 33 条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及

			び取扱いについて、消防長又は消防署長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱いの技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱いの技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。		
		第55条　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物、別表第７で定める数量の５倍以上の準危険物又は別表第８で定める数量の５倍以上（合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。	（少量危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等） 第55条　少量危険物（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の２分の１以上指定数量未満の危険物）及び別表第７で定める数量の５倍以上（可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 ２　前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更し、又は廃止する場合について準用する。 第55条の２　消防長又は消防署長は、前条第１項の届出に係る少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。		

現　　行

別表第７（第34条、第55条関係）

類別	品名	数量
		キログラム
第１類	亜塩素酸塩類	１０
	臭素酸塩類	１５
	沃素酸塩類	２０
	重クロム酸塩類	６００
第２類	油紙類及び油布類	１００
	副蚕糸	１００
	油かす	１，０００
第３類	金属リチウム	５
	金属カルシウム	５０
	炭化アルミニウム	６０
	水素化物	６０
	カルシウムシリコン	２００

第４類	ラッカーパテ	２００
	ゴムのり	２００
	第１種引火物	２００
	しょう脳	６００
	ナフタリン	６００
	松脂	６００
	パラフィン	６００
	第２種引火物	６００
第５類	ニトロソ化合物	４０
	ジニトロソペンタメチレンテトラミン	４０
	ナトリウムアミド	４０
第６類	過塩素酸	３０
	塩化チオニル	８０
	塩化スルフリン	８０

備考

１　油紙類及び油布類とは、動植物油類がしみ込んでいる紙又は布及びこれらの製品をいう。

２　副蚕糸とは、さなぎ油がしみ込んでいるもののみをいう。

３　水素化物とは、アルカリ金属及びアルカリ土類金属（ベリリウム及びマグネシウムを除く。）の水素化物をいう。

４　ゴムのりとは、生ゴムにガソリンその他の引火性溶剤を加えて、のり状としたものをいう。

５　第１種引火物とは、常温で固体であり、かつ、40 度未満で可燃性の蒸気を発生するものをいう。

６　第２種引火物とは、常温で固体であり、かつ、次のア、イ又はウのいずれかに該当するものをいう。

ア　40 度以上 100 度未満で可燃性の蒸気を発生するもの

イ　100 度以上 200 度未満で可燃性の蒸気を発生し、かつ、燃焼熱量が 8,000 カロリー毎グラム以上であるもの

ウ　200 度以上で可燃性の蒸気を発生し、かつ、燃焼熱量が 8,000 カロリー毎グラム以上であるもので、融点が 100 度未満のもの

７　ニトロソ化合物とは、１のベンゼン核に２以上のニトロソ基が結合したもののみをいう。

別表第８（第 35 条、第 55 条関係）

品名		数量
綿花類		キログラム ２００
木毛及びかんなくず		４００
ぼろ及び紙くず		１，０００
糸類		１，０００
わら類		１，０００
ゴム類		３，０００
石炭及び木炭		１０，０００
木材加工品及び木くず		立法メートル １０
合成樹脂類	発泡させたもの	立法メートル ２０
	その他のもの	キログラム ３，０００

備考

１　綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。

２　糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸及び繭をいう。

３　わら類とは、乾燥わら、乾燥繭及びそれらの製品並びに干し草をいう。

４　ゴム類とは、不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずをいう。

５　合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くずをいい、合成樹脂の糸、ゴム類、繊維、紙及びこれらのぼろ又はくずを除く。

改　正　後

別表第７（第34条、第35条、第55条関係）

品名		数量
綿花類		キログラム ２００
木毛及びかんなくず		４００
ぼろ及び紙くず		１，０００
糸類		１，０００
わら類		１，０００
可燃性固体類		３，０００
石炭・木炭類		１０，０００
可燃性液体類		立法メートル ２
木材加工品及び木くず		１０
合成樹脂類	発泡させたもの	２０
	その他のもの	キログラム ３，０００

備考

(1)　綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。

(2)　ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油類がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。

(3)　糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。

(4)　わら類とは、乾燥わら、乾燥藺及びこれらの製品並びに干し草をいう。

(5)　可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（１気圧において、温度 20 度を超え 40 度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又は次のいずれかに該当するものを含む。）をいう。

ア　引火点が 40 度以上 100 度未満のもの

イ　引火点が 70 度以上 100 度未満のもの

ウ　引火点が 100 度以上 200 度未満で、かつ、燃焼熱量が 8,000 カロリー毎グラム以上であるもの

エ　引火点が 200 度以上で、かつ、燃焼熱量が 8,000 カロリー毎グラム以上であるもので、融点が 100 度未満のもの

(6)　石炭・木炭類には、コークス、粉上の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。

(7)　可燃性液体類とは、法別表備考第 14 号の自治省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の自治省令で定める物品で１気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに同表備考第 17 号の自治省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油類で１気圧において温度 20 度で液状であるものをいう。

(8)　合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

附則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２年５月 23 日（以下「施行日」という。）から施行する。

第２条　（略）

（少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置）

第３条　この条例施行の際、現に危険物又は危険物以外の物品を貯蔵し、又は取り扱っているもので、新たに少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもの（以下「新規対象」という。）及び現に少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもので、引き続き少量危険物を貯蔵し、取り扱うこととなるもの（以下「既存対象」という。）のうち、消防法の一部を改正する法律（昭和 63 年法律第 55 号）の施行に伴い新条例第４章第１節に定める基準に適合しないこととなるものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、次項から第 12 項までに定めるものを除き、施行日から起算して１年間は、同節の規定によることを要しない。

２　新規対象のうち、新条例第 32 条の４第１号まで若しくは第 12 号又は第 32 条の５第１号から第４号まで若しくは第５号（計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずることとする部分に限る。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が次に掲げる基準のすべてに適合し、かつ、タンクが鋼板その他の金属板（地下タンクにあっては、タンクが鋼板その他の金属板又はガラス繊維強化プラスチック）で造られている場合に限り、適用しない。

(1) タンクは、漏れない構造であること。

(2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

３　新規対象のうち、新条例第 32 条の２第９号又は第 32 条の３第１項第１号若しくは第２項第３号（適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設ける部分に限る。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が前項第２号に掲げる基準に適合している場合に限り適用しない。

４　新規対象のうち、新条例第 32 条の４第 10 号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が第２項第２号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成５年 11 月 22 日までの間は、適用しない。

５　新規対象のうち、新条例第 32 条の３第１項第２号又は第２項第１号、第２号若しくは第３号（床は危険物が浸透しない構造とする部分に限る。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第２項第２号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成４年５月 22 日までの間は、適用しない。

６　新規対象のうち、新条例第 32 条の３第２項第４号、第 32 条の５第７号又は第 32 条の６第２号、第４号から第９号まで若しくは第 12 号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、平成４年５月 22 日までの間は、適用しない。

７　既存対象のうち、新条例第 32 条の２第９号、第 32 条の３第１項第１号若しくは第２項第３号（適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設ける部分

に限る。)、第 31 条の４第１号若しくは第 12 号又は第 31 条の５第１号若しくは第５号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、なお従前の例による。

8　既存対象のうち、新条例第 32 条の４第 10 号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、平成５年 11 月 22 日までの間は、なお従前の例による。

9　既存対象のうち、新条例第 32 条の３第１項第２号又は第２項第１号若しくは第３号（床は危険物が浸透しない構造とする部分に限る。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量で除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、平成４年５月 22 日までの間は、なお従前の例による。

10　既存対象のうち、新条例第 32 条の３第２項第４号、第 32 条の５第７号又は第 32 条の６第９号若しくは第 12 号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成４年５月 22 日までの間は、なお従前の例による。

11　既存対象のうち、新条例第 32 条の２第３号、第７号若しくは第８号又は第 32 条の３第２項第５号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成３年５月 22 日までの間は、なお従前の例による。

12　既存対象のうち、新条例第 32 条の２第１号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、平成２年 11 月 22 日までの間は、なお従前の例による。

13　新条例第 32 条の２第 19 号ロの規定による表示は、平成３年５月 22 日までの間は、同号の規定によらないことができる。

（指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置）

第４条　この条例施行の際、現に新条例別表第７に定める数量以上の可燃性固体類及び可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱っているもの並びに現に動植物油類を貯蔵し、又は取り扱っているもので新たに少量危険物の動植物油類を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもののうち、新条例第 34 条第１項第１号又は第２号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、可燃性固体類及び可燃性液

体類にあっては可燃性固体類及び可燃性液体類の数量が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている可燃性固体類及び可燃性液体類の数量を超えず、動植物油類にあっては動植物油類の数量が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている動植物油類の数量を超えない場合に限り、適用しない。

２　新条例第 34 条第１項第３号ロの規定による表示は、平成３年５月 22 日までの間は、同号の規定によらないことができる。

３　この条例施行の際、現に新条例別表第７に定める数量以上の綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っているものについては、平成２年 11 月 22 日までの間は、新条例第 35 条第５号の規定によることを要しない。

４　この条例施行の際、現に新条例別第７に定める数量以上の石炭・木炭類を貯蔵し、又は取り扱っているもののうち、新条例第 35 条第６号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は平成３年５月 22 日までの間は、適用しない。

５　この条例施行の際、現に新条例別表第７に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っているもののうち、新条例第 35 条第７号ロ又はハに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該合成樹脂類の数量が施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている合成樹脂類の数量を超えない場合に限り、平成４年５月 22 日までの間は、適用しない。

（少量危険物等の貯蔵及び取扱いの届出に関する経過措置）

第５条　この条例施行の際、現に危険物又は危険物以外の物品を貯蔵し、又は取り扱っている者で新たに少量危険物（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の２分の１以上の危険物）を貯蔵し、又は取り扱うこととなるものに対する新条例第 55 条第１項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成２年 11 月 22 日（施行日の前日において消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条第１項の規定により許可を受けていたものにあっては、平成２年８月 22 日）までに」とする。

２　施行日前に行った改正前の姫路市火災予防条例（以下「旧条例」という。）第 55 条の規定による特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う旨の届出は、新条例第 55 条第１項の規定による指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う旨の届出とみなす。

３　前項に定めるもののほか、この条例施行の際、現に新条例別表第７に定める数量の５倍以上（可燃性固体類、可燃性液体類及び合成樹脂類にあっては、同表に定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている者に対する新条例第 55 条第１項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成２年 11 月 22 日（施行日の前日において消防法第 11 条第１項の規定により許可を受けていたものにあっては、平成２年８月 22 日）までに」とする。

４　施行日前に旧条例第 55 条の規定による届出を行っていた者で、施行日以降新条例第 55 条第１項の規定による届出を要しないこととなるものにつ

いては、施行日から起算して３月以内にその旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第６条・第７条　（略）

［　平成４年６月 26 日　条例第 33 号　］

現　　行	改　正　後
第 31 条　法第９条の３の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。 (1)～(6)　（略）	第 31 条　法第９条の３の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。 (1)～(6)　（略）
第 34 条　別表第７の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第５号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第７号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに少量危険物のうち第４類の同植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。 (1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第７に定める当該可燃性固	第 34 条　別表第８の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第５号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第７号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに少量危険物のうち第４類の同植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。 (1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第８に定める当該可燃性固

体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、少量危険物のうち第４類の動植物油類にあっては１メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	１以上 20 未満	１メートル以上
	20 以上 200 未満	２メートル以上
	200 以上	３メートル以上
その他の場合	１以上 20 未満	１メートル以上
	20 以上 200 未満	３メートル以上
	200 以上	５メートル以上

(2) 別表第７で定める数量の 20 倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅１メートル（別表第７で定める数量の 200 倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、３メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあっては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

(3) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア　可燃性固体類（別表第７備考第５号エに該当するものを除く。）にあっては危険物規則別表第３の危険物の類別及び危険等級の別の第

体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、少量危険物のうち第４類の動植物油類にあっては１メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	１以上 20 未満	１メートル以上
	20 以上 200 未満	２メートル以上
	200 以上	３メートル以上
その他の場合	１以上 20 未満	１メートル以上
	20 以上 200 未満	３メートル以上
	200 以上	５メートル以上

(2) 別表第８で定める数量の 20 倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅１メートル（別表第７で定める数量の 200 倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、３メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあっては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

(3) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア　可燃性固体類（別表第８備考第５号エに該当するものを除く。）にあっては危険物規則別表第３の危険物の類別及び危険等級の別の第

		２類のⅢの項において、可燃性液体類及び少量危険物のうち第４類の動植物油類にあっては危険物規則別表第３の２の危険物の類別及び危険等級の別の第４類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。 イ　（略） (4) 可燃性液体類等（別表第７備考第５号エに該当するもの除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ４メートルを超えて積み重ねないこと。 ２　（略） 第 35 条　指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。 (1)～(5)　（略） (6) 綿花類等のうち合成樹脂類（別表第７備考第８号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、１集積単位の面積が 200 平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、石炭・木炭類（同表備考第６号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあっては、	２類のⅢの項において、可燃性液体類及び少量危険物のうち第４類の動植物油類にあっては危険物規則別表第３の２の危険物の類別及び危険等級の別の第４類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。 イ　（略） (4) 可燃性液体類等（別表第８備考第５号エに該当するもの除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ４メートルを超えて積み重ねないこと。 ２　（略） 第 35 条　指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。 (1)～(5)　（略） (6) 綿花類等のうち合成樹脂類（別表第８備考第８号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、１集積単位の面積が 200 平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、石炭・木炭類（同表備考第６号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあっては、		

温度計等により温度を監視するとともに、石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。 区分：(1) 面積が50平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間 ／ 距離：１ﾒｰﾄﾙ以上 区分：(2) 面積が 50 平方ﾒｰﾄﾙを超え 200 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間 ／ 距離：２ﾒｰﾄﾙ以上 (7) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。 ア・イ　（略） ウ　別表第７に定める数量の 100 倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料（建築基準法施行令第１条第６号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。 **第 55 条**　少量危険物（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の２分の１以上指定数量未満の危険物）及び別表第７で定める数量の５倍以上（可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 ２　（略）	温度計等により温度を監視するとともに、石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。 区分：(1) 面積が50平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間 ／ 距離：１ﾒｰﾄﾙ以上 区分：(2) 面積が 50 平方ﾒｰﾄﾙを超え 200 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間 ／ 距離：２ﾒｰﾄﾙ以上 (7) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。 ア・イ　（略） ウ　別表第８に定める数量の 100 倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料（建築基準法施行令第１条第６号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。 **第 55 条**　少量危険物（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の２分の１以上指定数量未満の危険物）及び別表第８で定める数量の５倍以上（可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 ２　（略）

附則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成４年 10 月１日から施行する。

第２条～第６条　（略）

[　平成 10 年 10 月８日　条例第 36 号　]

現　　行	改　正　後
第 32 条の２　少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。 (1)～(8)　（略） (9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。 ア・イ　（略） ウ　配管を地下に設置する場合には、配管に外面の腐食を防止するための措置を講じ、かつ、当該配管の接合部分（溶接による接合部分を除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置をこうずること。	第 32 条の２　少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。 (1)～(8)　（略） (9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。 ア・イ　（略） ウ　配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあっては、この限りでない。 エ　配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。 オ　配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置をこうずること。

		エ　配管を地下に設置する場合には。その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。 (10)～(26)　（略） **第 32 条の５**　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準は、前条第３号から第５号まで、第７号及び第 11 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。 (1)～(3)　（略） (4) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては 0.7 重量キログラム毎平方センチメートルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の 1.5 倍以上の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。 (5)～(7)　（略） **第 32 条の６**　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第 32 条の４第３号及び第 11 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。 (1)　（略） (2) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除く	カ　配管を地下に設置する場合には。その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。 (10)～(26)　（略） **第 32 条の５**　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準は、前条第３号から第５号まで、第７号及び第 11 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。 (1)～(3)　（略） (4) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては 70 キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の 1.5 倍以上の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。 (5)～(7)　（略） **第 32 条の６**　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第 32 条の４第３号及び第 11 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。 (1)　（略） (2) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除く		

タンクにあっては 0.7 重量キログラム毎平方センチメートルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。 (3)　（略） (4) 常用圧力が 0.2 重量キログラム毎平方センチメートル以下のタンクにあっては 0.2 重量キログラム毎平方センチメートルを超え 0.24 重量キログラム毎平方センチメートル以下の範囲の圧力で、常用圧力が 0.2 重量キログラム毎平方センチメートルを超えるタンクにあっては常用圧力の 1.1 倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。 (5)～(15)　（略）	タンクにあっては 70 キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。 (3)　（略） (4) 常用圧力が 20 キロパスカルのタンクにあっては 20 キロパスカルを超え 24 キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が 20 キロパスカルを超えるタンクにあっては常用圧力の 1.1 倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。 (5)～(15)　（略）

現　　行

別表第７（第 34 条、第 35 条、第 55 条関係）

品名	数量
綿花類	キログラム ２００
木毛及びかんなくず	４００
ぼろ及び紙くず	１，０００
糸類	１，０００
わら類	１，０００

可燃性固体類		３，０００
石炭・木炭類		１０，０００
可燃性液体類		立法メートル ２
木材加工品及び木くず		１０
合成樹脂類	発泡させたもの	２０
	その他のもの	キログラム ３，０００

備考

(1)～(4)　（略）

(5)　可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（１気圧において、温度 20 度を超え 40 度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又は次のいずれかに該当するものを含む。）をいう。

ア・イ　（略）

ウ　引火点が 100 度以上 200 度未満で、かつ、燃焼熱量が 8,000 カロリー毎グラム以上であるもの

エ　引火点が 200 度以上で、かつ、燃焼熱量が 8,000 カロリー毎グラム以上であるもので、融点が 100 度未満のもの

(6)～(8)　（略）

改　正　後

別表第７（第 34 条、第 35 条、第 55 条関係）

品名	数量
綿花類	キログラム ２００
木毛及びかんなくず	４００

ぼろ及び紙くず		１，０００
糸類		１，０００
わら類		１，０００
可燃性固体類		３，０００
石炭・木炭類		１０，０００
可燃性液体類		立法メートル ２
木材加工品及び木くず		１０
合成樹脂類	発泡させたもの	２０
	その他のもの	キログラム ３，０００

備考

(1)～(4)　（略）

(5)　可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1 気圧において、温度 20 度を超え 40 度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又は次のいずれかに該当するものを含む。）をいう。

ア・イ　（略）

ウ　引火点が 100 度以上 200 度未満で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもの

エ　引火点が 200 度以上で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が 100 度未満のもの

(6)～(8)　（略）

附則

（施行期日）

1　この条例は、平成 11 年 10 月１日から施行する。ただし、第 32 条の２第９号及び別表第１の改正規定は、公布の日から施行する。

2　（略）

（経過措置）

3　この条例の施行の際、現に存する移動タンクの構造のうち、新条例第 32 条の６第２号及び第４号に定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　この条例の施行の際、現に改正前の姫路市火災予防条例第 32 条の５第４号並びに第 32 条の６第２号及び第４号の規定を準用する第 34 条第２項に定める基準に適合する可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、新条例第 32 条の５第４号並びに第 32 条の６第２号及び第４号の規定を準用する第 34 条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　前３項の規定により、従前の例によることとされた設備の維持管理については、新条例第 32 条の８の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6・7　（略）

[　平成 12 年 12 月 20 日　条例第 71 号　]

現　　行	改　正　後
第 32 条の３　少量危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。	**第 32 条の３**　少量危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第２条第８号に規定する防火構造をいう。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。
容器等の種類 ／ 貯蔵し、又は取り扱う数量 ／ 空地の幅	容器等の種類 ／ 貯蔵し、又は取り扱う数量 ／ 空地の幅

タンク又は金属製容器	指定数量の２分の１以上指定数量未満	１メートル以上
その他の場合	指定数量の５分の１以上２分の１未満	１メートル以上
	指定数量の２分の１以上指定数量未満	２メートル以上

(2)・(3)　（略）

２　少量危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)　（略）

(2) 窓及び出入り口には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること。

(3)～(6)　（略）

第 35 条　指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)～(6)　（略）

(7) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア・イ　（略）

ウ　別表第８に定める数量の 100 倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料（建築基準法施行令第１条第６号に規定する難燃材料をいう。）で仕

タンク又は金属製容器	指定数量の２分の１以上指定数量未満	１メートル以上
その他の場合	指定数量の５分の１以上２分の１未満	１メートル以上
	指定数量の２分の１以上指定数量未満	２メートル以上

(2)・(3)　（略）

２　少量危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)　（略）

(2) 窓及び出入り口には、防火戸を設けること。

(3)～(6)　（略）

第 35 条　指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)～(6)　（略）

(7) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア・イ　（略）

ウ　別表第８に定める数量の 100 倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第１条第６号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）で仕上げた室内におい

上げた室内において行うこと。	て行うこと。

現　　行

別表第７（第 34 条、第 35 条、第 55 条関係）

品名		数量
綿花類		キログラム ２００
木毛及びかんなくず		４００
ぼろ及び紙くず		１，０００
糸類		１，０００
わら類		１，０００
可燃性固体類		３，０００
石炭・木炭類		１０，０００
可燃性液体類		立法メートル ２
木材加工品及び木くず		１０
合成樹脂類	発泡させたもの	２０
	その他のもの	キログラム ３，０００

備考

(1)～(6)　（略）

(7)　可燃性液体類とは、法別表備考第 14 号の自治省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の自治省令で定める物品で１気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに同表備考第 17 号の自治省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油類で１気圧において温度 20 度で液状であるものをいう。

(8)　（略）

改　正　後

別表第７（第 34 条、第 35 条、第 55 条関係）

品名		数量
綿花類		キログラム ２００
木毛及びかんなくず		４００
ぼろ及び紙くず		１，０００
糸類		１，０００
わら類		１，０００
可燃性固体類		３，０００
石炭・木炭類		１０，０００
可燃性液体類		立法メートル ２
木材加工品及び木くず		１０
合成樹脂類	発泡させたもの	２０
	その他のもの	キログラム ３，０００

備考

(1)～(6)　（略）

(7)　可燃性液体類とは、法別表備考第 14 号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の自治省令で定める物品で１気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに同表備考第 17 号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油類で１気圧において温度 20 度で液状であるものをいう。

(8)　（略）

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第７の改正規定は、平成 13 年１月６日から施行する。

[　平成 14 年３月 27 日　条例第 21 号　]

現　　行	改　正　後
第 32 条の６　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第 32 条の４第３号及び第 11 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。	**第 32 条の６**　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第 32 条の４第３号及び第 11 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
(1)～(8)　（略）	(1)～(8)　（略）
(9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示すること。	(9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講じること。
(10)～(15)　（略）	(10)～(15)　（略）

第 34 条　別表第８の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第５号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第７号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに少量危険物のうち第４類の同植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。 (1)～(4)　（略） ２　（略）	**第 34 条**　別表第８の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第５号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第７号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに少量危険物のうち第４類の同植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。 (1)～(4)　（略） (5) 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。 (6) 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うに当たり、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じること。 ２　（略）

現　　行

別表第７（第 34 条、第 35 条、第 55 条関係）

品名	数量
綿花類	キログラム ２００
木毛及びかんなくず	４００

ぼろ及び紙くず		１，０００
糸類		１，０００
わら類		１，０００
可燃性固体類		３，０００
石炭・木炭類		１０，０００
可燃性液体類		立法メートル ２
木材加工品及び木くず		１０
合成樹脂類	発泡させたもの	２０
	その他のもの	キログラム ３，０００

備考

(1)～(6)　（略）

(7)　可燃性液体類とは、法別表備考第 14 号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の自治省令で定める物品で１気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに同表備考第 17 号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油類で１気圧において温度 20 度で液状であるものをいう。

(8)　（略）

改　正　後

別表第７（第 34 条、第 35 条、第 55 条関係）

品名	数量
	キログラム

綿花類		２００
木毛及びかんなくず		４００
ぼろ及び紙くず		１，０００
糸類		１，０００
わら類		１，０００
可燃性固体類		３，０００
石炭・木炭類		１０，０００
可燃性液体類		立法メートル ２
木材加工品及び木くず		１０
合成樹脂類	発泡させたもの	２０
	その他のもの	キログラム ３，０００

備考

(1)～(6)　（略）

(7)　可燃性液体類とは、法別表備考第 14 号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の自治省令で定める物品で１気圧において温度 20 度で液状であるもの、同表備考第 17 号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油類で１気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（１気圧において、温度 20 度で液状であるものに限る。）で１気圧において引火点が 250 度以上のものをいう。

(8)　（略）

附則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成 14 年６月１日から施行する。ただし、次条及び附則第３条第１項の規定は、公布の日から施行する。

（指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置）

第２条　消防法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 98 号。以下「改正法」という。）による消防法（昭和 23 年法律第 186 号）別表第５類の項の規定の改正により新たに指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなったもの（以下「新規対象」という。）のうち、姫路市火災予防条例（以下「条例」という。）第 32 条の２第９号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

(1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管が、その設置される条件および使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

(2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成 13 年 12 月１日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

２　新規対象のうち、条例第 32 条の４第１号又は第 12 号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が前項第２号に掲げる基準に適合するとともに、当該新規対象のタンクが、鋼板その他の金属板で造られ、かつ、漏れない構造である場合に限り、適用しない。

３　新規対象のうち、条例第 32 条の２第 19 号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成 14 年 11 月 30 日までの間は、適用しない。

４　新規対象のうち、条例第 32 条の２第１号から第８号まで、第 32 条の３又は第 32 条の４（第１号、第 11 号及び第 12 号を除く。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第１項第２号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成 14 年５月 31 日までの間は、適用しない。

（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出に関する経過措置）

第３条　改正法による消防法別表第５類の項の規定の改正により新たに指定数量の５分の１以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の２分の１以上。以下この条において同じ。）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなった者は、平成 14 年５月 31 日までにその旨を消防署長に届け出なければならない。

２　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていた者のうち、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第４備考第７号の規定の改正により新たにこの条例による改正後の条例別表第７に定める数量以上の可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成 14 年８月 31 日までにその旨を消防署長に届け出なければならない。

３　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていた者のうち、改正法による消防法別表備考第 16 号及び第 17 号の規定の改正により新たに条例第 55 条第１項の規定による届出をすることを要しないこととなる者は、平成 14 年８月 31 日までにその旨を消防署長に届け出なければならない。

[　平成 16 年 6 月 25 日　条例第 33 号　]

現　　行

別表第７（第 34 条、第 35 条、第 55 条関係）

品名	数量
綿花類	キログラム ２００
木毛及びかんなくず	４００
ぼろ及び紙くず	１，０００
糸類	１，０００
わら類	１，０００
可燃性固体類	３，０００
石炭・木炭類	１０，０００
可燃性液体類	立法メートル ２
木材加工品及び木くず	１０

合成樹脂類	発泡させたもの	２０
	その他のもの	キログラム ３，０００

備考

(1)～(6)　（略）

(7) 可燃性液体類とは、法別表備考第 14 号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の自治省令で定める物品で１気圧において温度 20 度で液状であるもの、同表備考第 17 号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油類で１気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（１気圧において、温度 20 度で液状であるものに限る。）で１気圧において引火点が 250 度以上のものをいう。

(8)　（略）

改　正　後

別表第７（第 34 条、第 35 条、第 55 条関係）

品名	数量
綿花類	キログラム ２００
木毛及びかんなくず	４００
ぼろ及び紙くず	１，０００
糸類	１，０００
わら類	１，０００
可燃性固体類	３，０００
石炭・木炭類	１０，０００

可燃性液体類		立法メートル ２
木材加工品及び木くず		１０
合成樹脂類	発泡させたもの	２０
	その他のもの	キログラム ３，０００

備考

(1)～(6)　（略）

(7) 可燃性液体類とは、法別表第１備考第 14 号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の自治省令で定める物品で１気圧において温度 20 度で液状であるもの、同表備考第 17 号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油類で１気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（１気圧において、温度 20 度で液状であるものに限る。）で１気圧において引火点が 250 度以上のものをいう。

(8)　（略）

附則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　（略）

［　平成 17 年３月 28 日　条例第 20 号　］

第１条

現　　行	改　正　後
第４章　指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技	第４章　指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技

		術上の基準 第１節　指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準 （指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準） 第 32 条　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）の貯蔵及び取扱いは、前条に定めるもののほか、次条から第 32 条の８までに定める技術上の基準によらなければならない。 第 32 条の２　少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）にあっては、0.3 メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識）並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にあっては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。 (2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。 (3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。	術上の基準等 第１節　指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 （指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準等） 第 32 条　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第 32 条の８までに定める技術上の基準によらなければならない。		

		(4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。 (5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。 (6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあっては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。 (7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。 (8) 危険物を取り扱うに当たって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。 (9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。 ア　配管は、鋼製その他の金属製のものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の 1.5 倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。 イ　配管を地上に設置する場合には、地盤面に接しないようにするとともに、配管に外面の腐食を防止するための塗装をすること。 ウ　配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱によ			

		り悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあっては、この限りでない。 エ　配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。 オ　配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置をこうずること。 カ　配管を地下に設置する場合には。その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。 (10) ためます又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみあげること。 (11) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行なうこと。 (12) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行なうこと。 (13) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つこと。 (14) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように必要	(1) ためます又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみあげること。 (2) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行なうこと。 (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行なうこと。 (4) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つこと。 (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように必要な		

		な措置を講ずること。 (15) 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行なうこと。 (16) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。 (17) 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。 (18) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近づけて置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。 (19) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。 ア　固体の危険物にあっては危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危険物規則」という。）別表第３、液体の危険物にあっては危険物規則別表第３の２の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。	措置を講ずること。 (6) 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行なうこと。 (7) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。 (8) 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。 (9) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近づけて置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。		

		イ　アの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第 39 条の３第２項から第６項までの規定の例による表示をすること。 (20) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ３メートル（第４類の危険物のうち第３石油類及び第４石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあっては、４メートル）を超えて積み重ねないこと。 (21) 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。 (22) 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。 (23) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。 (24) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。 (25) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること。 (26) バーナーを使用する場合においては、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。	(10) 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。 (11) 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。 (12) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。 (13) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。 (14) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること。 (15) バーナーを使用する場合においては、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。 (16) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。 ア　固体の危険物にあっては危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危険物規則」という。）別表第３、液体の危険物にあっては危険物規則別表第３の２の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあ		

			ってては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。 イ　アの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第39条の３第２項から第６項までの規定の例による表示をすること。 (20) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ３メートル（第４類の危険物のうち第３石油類及び第４石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあっては、４メートル）を超えて積み重ねないこと。 ２　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）にあっては、0.3 メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識）並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にあっては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。 (2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。		

			(3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。 (4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。 (5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。 (6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあっては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。 (7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。 (8) 危険物を取り扱うに当たって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。 (9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。 ア　配管は、その設置される条件および使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。 イ　配管は取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないもので		

			あること。 ウ　配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあっては、この限りでない。 エ　配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。 オ　配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置をこうずること。 カ　配管を地下に設置する場合には。その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。		
		（屋外及び屋内の基準） 第 32 条の３　少量危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次	（屋外の基準） 第 32 条の３　少量危険物を屋外において架台で貯蔵する場合には、高さ６メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。 ２　少量危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次		

の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第２条第８号に規定する防火構造をいう。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の２分の１以上指定数量未満	１メートル以上
その他の場合	指定数量の５分の１以上２分の１未満	１メートル以上
	指定数量の２分の１以上指定数量未満	２メートル以上

(2) 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。

(3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造るとともに、高さ６メートルを超えて容器を貯蔵しないこと。

２　少量危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。

の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第２条第８号に規定する防火構造をいう。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の２分の１以上指定数量未満	１メートル以上
その他の場合	指定数量の５分の１以上２分の１未満	１メートル以上
	指定数量の２分の１以上指定数量未満	２メートル以上

(2) 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。

(3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造ること。

		(2) 窓及び出入り口には、防火戸を設けること。 (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。 (4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。 (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。 (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。	（屋内の基準） 第32条の３の２　少量危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。 (2) 窓及び出入り口には、防火戸を設けること。 (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。 (4) 架台を設ける場合は、架台は、不燃材料で堅固に造ること。 (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。 (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。		

（タンクの基準）

第 32 条の４　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋没されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては水張試験において、圧力タンクにあっては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で 10 分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあっては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
40 ﾘｯﾄﾙ以下	1.0 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上
40 ﾘｯﾄﾙを超え 100 ﾘｯﾄﾙ以下	1.2 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上
100 ﾘｯﾄﾙを超え 250 ﾘｯﾄﾙ以下	1.6 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上
250 ﾘｯﾄﾙを超え 500 ﾘｯﾄﾙ以下	2.0 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上
500 ﾘｯﾄﾙを超え 1,000 ﾘｯﾄﾙ以下	2.3 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上
1,000 ﾘｯﾄﾙを超え 2,000 ﾘｯﾄﾙ以下	2.6 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上
2,000 ﾘｯﾄﾙを超えるもの	3.2 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上

(2) 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

(3) 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニ

（タンクの基準）

第 32 条の４　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋没されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。以下この条において同じ。）に危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない

２　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては水張試験において、圧力タンクにあっては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で 10 分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあっては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
40 ﾘｯﾄﾙ以下	1.0 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上
40 ﾘｯﾄﾙを超え 100 ﾘｯﾄﾙ以下	1.2 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上
100 ﾘｯﾄﾙを超え 250 ﾘｯﾄﾙ以下	1.6 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上
250 ﾘｯﾄﾙを超え 500 ﾘｯﾄﾙ以下	2.0 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上
500 ﾘｯﾄﾙを超え 1,000 ﾘｯﾄﾙ以下	2.3 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上
1,000 ﾘｯﾄﾙを超え 2,000 ﾘｯﾄﾙ以下	2.6 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上
2,000 ﾘｯﾄﾙを超えるもの	3.2 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上

(2) 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

(3) 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニ

		ウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあっては、この限りでない。 (4) 圧力タンクにあっては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあっては有効な通気管又は通気口を設けること。 (5) 引火点が 40 度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあっては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。 (6) 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。 (7) 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。 (8) タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。 (9) タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。 (10) 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。 (11) 危険物をタンクへ収納する場合は、当該タンクの容量を超えないこと。 (12) 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあっては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。	ウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあっては、この限りでない。 (4) 圧力タンクにあっては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあっては有効な通気管又は通気口を設けること。 (5) 引火点が 40 度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあっては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。 (6) 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。 (7) 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。 (8) タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。 (9) タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。 (10) 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。 (11) 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあっては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。		

		（地下タンクの基準） 第 32 条の５　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準は、前条第３号から第５号まで、第７号及び第 11 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。 (1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第４類の危険物のタンクで、その外面がアスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル、エポキシ樹脂、タールエポキシ樹脂等により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあっては、この限りでない。 (2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあっては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。 (3) タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。 (4) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては 70 キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の 1.5 倍以上の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。	（地下タンクの基準） 第 32 条の５　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。 ２　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第２項第３号から第５号まで及び第７号の規定の例によるほか、次のとおりとする。 (1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第４類の危険物のタンクで、その外面がアスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル、エポキシ樹脂、タールエポキシ樹脂等により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあっては、この限りでない。 (2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあっては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。 (3) タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。 (4) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては 70 キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の 1.5 倍以上の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。		

		(5) 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること。 (6) タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。 (7) タンクの周囲には、当該タンクからの液体の危険物の漏れを検査するための管を２箇所以上適当な位置に設けること。 （移動タンクの基準） 第 32 条の６　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第 32 条の４第３号及び第 11 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。 (1) 火災予防上安全な場所に常置すること。 (2) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては 70 キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。 (3) タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。 (4) 常用圧力が 20 キロパスカル以下のタンクにあっては 20 キロパスカルを超え 24 キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が 20 キロパスカルを超えるタンクにあっては常用圧力の 1.1 倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。	(5) 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること。 (6) タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。 (7) タンクの周囲には、当該タンクからの液体の危険物の漏れを検査するための管を２箇所以上適当な位置に設けること。 （移動タンクの基準） 第 32 条の６　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第 32 条の４第１項の規定の例によるほか、次のとおりとする。		

		(5) タンクは、その内部に 4,000 リットル以下ごとに完全な間仕切りを厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。 (6) 前号の間仕切りにより仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第４号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切りにより仕切られた部分の容量が 2,000 リットル以上のものにあっては、厚さ 1.6 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。 (7) マンホール及び注入口のふたは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。 (8) マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。 (9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講じること。 (10) タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。 (11) タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。 (12) タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホ	(1) タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホー		

		ースを緊結するか、又は注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。）により注入すること。 (13) タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が 40 度以上の第４類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。 (14) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから出すときは、当該タンクを確実に接地すること。 (15) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けること。	スを緊結するか、又は注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。）により注入すること。 (2) タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が 40 度以上の第４類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。 (3) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから出すときは、当該タンクを確実に接地すること。 (4) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けること。 ２　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第 32 条の４第２項第３号の規定の例によるほか、次のとおりとする。 (1) 火災予防上安全な場所に常置すること。 (2) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては 70 キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。 (3) タンクは、Ｕボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。		

			(4) 常用圧力が 20 キロパスカル以下のタンクにあっては 20 キロパスカルを超え 24 キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が 20 キロパスカルを超えるタンクにあっては常用圧力の 1.1 倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。 (5) タンクは、その内部に 4,000 リットル以下ごとに完全な間仕切りを厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。 (6) 前号の間仕切りにより仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第４号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切りにより仕切られた部分の容量が 2,000 リットル以上のものにあっては、厚さ 1.6 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。 (7) マンホール及び注入口のふたは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。 (8) マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。 (9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講ずること。 (10) タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。 (11) タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそ		

			れのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。		
		第 32 条の８　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第 32 条の２から第 32 条の６までの技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。	第 32 条の８　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第 32 条の２から第 32 条の６までの位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。		
		第２節　指定可燃物の貯蔵又は取扱いの基準 （可燃性液体類の貯蔵及び取扱いの基準） 第 34 条　別表第７の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第５号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第７号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに少量危険物のうち第４類の同植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。 (1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第７に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、少量危険物のうち第４類の動植物	第２節　指定可燃物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準 （可燃性液体類の貯蔵及び取扱いの技術上の基準） 第 34 条　別表第７の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第５号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第７号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに少量危険物のうち第４類の同植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。		

油類にあっては１メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	１以上 20 未満	１メートル以上
	20 以上 200 未満	２メートル以上
	200 以上	３メートル以上
その他の場合	１以上 20 未満	１メートル以上
	20 以上 200 未満	３メートル以上
	200 以上	５メートル以上

(2) 別表第７で定める数量の 20 倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅１メートル（別表第７で定める数量の 200 倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、３メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあっては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

(3) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア　可燃性固体類（別表第７備考第５号エに該当するものを除く。）にあっては危険物規則別表第３の危険物の類別及び危険等級の別の第２類のⅢの項において、可燃性液体類及び少量危険物のうち第４類の動植物油類にあっては危険物規則別表第３の２の危険物の類別及

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア　可燃性固体類（別表第７備考第５号エに該当するものを除く。）にあっては危険物規則別表第３の危険物の類別及び危険等級の別の第２類のⅢの項において、可燃性液体類及び少量危険物のうち第４類の動植物油類にあっては危険物規則別表第３の２の危険物の類別及

		び危険等級の別の第４類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。 イ　（略） (4) 可燃性液体類等（別表第７備考第５号エに該当するもの除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ４メートルを超えて積み重ねないこと。 (5) 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。 (6) 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うに当たり、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じること。 ２　前項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準については、第 31 条から第 32 条の８まで（第 32 条の２第 19 号及び第 20 号、第 32 条の３第１項第１号並びに第 32 条の７を除く。）の規定を準用する。	び危険等級の別の第４類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。 イ　（略） (2) 可燃性液体類等（別表第７備考第５号エに該当するもの除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ４メートルを超えて積み重ねないこと。 (3) 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。 (4) 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うに当たり、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じること。 ２　可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。 (1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又		

は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第７に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、少量危険物のうち第４類の動植物油類にあっては１メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	１以上 20 未満	１メートル以上
	20 以上 200 未満	２メートル以上
	200 以上	３メートル以上
その他の場合	１以上 20 未満	１メートル以上
	20 以上 200 未満	３メートル以上
	200 以上	５メートル以上

(2) 別表第７で定める数量の 20 倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅１メートル（別表第７で定める数量の 200 倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、３メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあっては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

３　前２項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第 31 条から第 32 条の８まで（第 32 条の２第１項第

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
（綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準）
第 35 条　指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。
(1)～(4)　（略）
(5) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
(6) 綿花類等のうち合成樹脂類（別表第７備考第８号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、１集積単位の面積が 200 平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、石炭・木炭類（同表備考第６号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあっては、温度計等により温度を監視するとともに、石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>距離</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>面積が 50 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間</td><td>１ﾒｰﾄﾙ以上</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>面積が 50 平方ﾒｰﾄﾙを超え 200 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間</td><td>２ﾒｰﾄﾙ以上</td></tr>
</table>
(7) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によ
</td>
<td>
16 号及び第 17 号、第 32 条の３第２項第１号並びに第 32 条の７を除く。）の規定を準用する。

（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）
第 35 条　指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。
(1)～(4)　（略）
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

ること。

ア　集積する場合においては、１集積単位の面積が 500 平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が 100 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間	１ﾒｰﾄﾙ以上
(2)	面積が 100 平方ﾒｰﾄﾙを超え 300 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間	２ﾒｰﾄﾙ以上
(3)	面積が 300 平方ﾒｰﾄﾙを超え 500 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間	３ﾒｰﾄﾙ以上

イ　屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ　別表第７に定める数量の 100 倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第１条第６号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）で仕上げた室内において行うこと。

２　綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数

量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

(2) 綿花類等のうち合成樹脂類（別表第７備考第８号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、１集積単位の面積が 200 平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、石炭・木炭類（同表備考第６号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあっては、温度計等により温度を監視するとともに、石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が 50 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間	１ﾒｰﾄﾙ以上
(2)	面積が 50 平方ﾒｰﾄﾙを超え 200 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間	２ﾒｰﾄﾙ以上

(3) 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア　集積する場合においては、１集積単位の面積が 500 平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が 100 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間	１ﾒｰﾄﾙ以上
(2)	面積が 100 平方ﾒｰﾄﾙを超え 300 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間	２ﾒｰﾄﾙ以上
(3)	面積が 300 平方ﾒｰﾄﾙを超え 500 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間	３ﾒｰﾄﾙ以上

	イ　屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。 ウ　別表第７に定める数量の 100 倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第１条第６号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）で仕上げた室内において行うこと。
第 35 条の２　この章（第 31 条、第 32 条の７及び第 33 条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長又は消防署長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱いの技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱いの技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。	**第 35 条の２**　この章（第 31 条、第 32 条の７及び第 33 条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長又は消防署長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第２条

現　　行	改　正　後
第 34 条　別表第７の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第５号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第７号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに少量危険物のうち第４類の同植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。	**第 34 条**　別表第７の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第６号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第８号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに少量危険物のうち第４類の同植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。
(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。	(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。
ア　可燃性固体類（別表第７備考第５号エに該当するものを除く。）にあっては危険物規則別表第３の危険物の類別及び危険等級の別の第２類のⅢの項において、可燃性液体類及び少量危険物のうち第４類の動植物油類にあっては危険物規則別表第３の２の危険物の類別及び危険等級の別の第４類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。	ア　可燃性固体類（別表第７備考第６号エに該当するものを除く。）にあっては危険物規則別表第３の危険物の類別及び危険等級の別の第２類のⅢの項において、可燃性液体類及び少量危険物のうち第４類の動植物油類にあっては危険物規則別表第３の２の危険物の類別及び危険等級の別の第４類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。
イ　（略）	イ　（略）
(2) 可燃性液体類等（別表第７備考第５号エに該当するもの除く。）を	(2) 可燃性液体類等（別表第７備考第６号エに該当するもの除く。）を

		収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ４メートルを超えて積み重ねないこと。 (3)～(4)　（略） ２　（略） 第 35 条　指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。 (1)～(4)　（略） ２　綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次	収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ４メートルを超えて積み重ねないこと。 (3)～(4)　（略） ２　（略） 第 35 条　指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。 (1)～(4)　（略） (5) 再生資源燃料（別表第７備考第５号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。 ア　廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。 イ　廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること。 ウ　３日を超えて集積する場合においては、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講ずることができるよう５メートル以下の適切な集積高さとすること。 エ　廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度、可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。 ２　綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次	

<table>
<tr>
<td>
に掲げる技術上の基準によらなければならない。
(1)　（略）
(2) 綿花類等のうち合成樹脂類（別表第７備考第８号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、１集積単位の面積が 200 平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、石炭・木炭類（同表備考第６号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあっては、温度計等により温度を監視するとともに、石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>距離</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>面積が 50 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間</td><td>１ﾒｰﾄﾙ以上</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>面積が 50 平方ﾒｰﾄﾙを超え 200 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間</td><td>２ﾒｰﾄﾙ以上</td></tr>
</table>
(3) 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。
ア　（略）
</td>
<td>
に掲げる技術上の基準によらなければならない。
(1)　（略）
(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第７備考第９号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、１集積単位の面積が 200 平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第７号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあっては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>距離</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>面積が 50 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間</td><td>１ﾒｰﾄﾙ以上</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>面積が 50 平方ﾒｰﾄﾙを超え 200 平方ﾒｰﾄﾙ以下の集積単位相互間</td><td>２ﾒｰﾄﾙ以上</td></tr>
</table>
ア　（略）
イ　合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、１メートル（別表第７で定める数量の 20 倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、３メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。
</td>
</tr>
</table>

		イ　屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。 ウ　別表第７に定める数量の 100 倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第１条第６号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）で仕上げた室内において行うこと。	ウ　屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。 エ　別表第７に定める数量の 100 倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第１条第６号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）で仕上げた室内において行うこと。 (4) 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。 ア　廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。 イ　別表第７で定める数量の 100 倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは、廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。 （火災予防上有効な措置） **第 35 条の２**　別表第７で定める数量の 100 倍以上の再生資源燃料（廃		

			棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前２条に定めるもののほか、当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。		
		第35条の２　この章（第31条、第32条の７及び第33条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長又は消防署長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。	第35条の３　この章（第31条、第32条の７及び第33条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長又は消防署長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。		
		第55条　少量危険物（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の２分の１以上指定数量未満の危険物）及び別表第８で定める数量の５倍以上（可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おう	第55条　少量危険物（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の２分の１以上指定数量未満の危険物）及び別表第８で定める数量の５倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又		

とする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 ２　（略）	は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 ２　（略）

現　　行

別表第７（第 34 条、第 35 条、第 55 条関係）

品名		数量
綿花類		キログラム ２００
木毛及びかんなくず		４００
ぼろ及び紙くず		１，０００
糸類		１，０００
わら類		１，０００
可燃性固体類		３，０００
石炭・木炭類		１０，０００
可燃性液体類		立法メートル ２
木材加工品及び木くず		１０
合成樹脂類	発泡させたもの	２０
	その他のもの	キログラム ３，０００

備考

(1)～(4)　（略）

(5)　可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（１気圧において、温度 20 度を超え 40 度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又は次のいずれかに該当するものを含む。）をいう。

ア　引火点が 40 度以上 100 度未満のもの

イ　引火点が 70 度以上 100 度未満のもの

ウ　引火点が 100 度以上 200 度未満で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもの

エ　引火点が 200 度以上で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が 100 度未満のもの

(6)　石炭・木炭類には、コークス、粉上の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。

(7)　可燃性液体類とは、法別表備考第 14 号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の自治省令で定める物品で１気圧において温度 20 度で液状であるもの、同表備考第 17 号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油類で１気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（１気圧において、温度 20 度で液状であるものに限る。）で１気圧において引火点が 250 度以上のものをいう。

(8)　合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

改　正　後

別表第７（第 34 条、第 35 条、第 55 条関係）

品名	数量
	キログラム
綿花類	２００
木毛及びかんなくず	４００
ぼろ及び紙くず	１，０００

糸類		１，０００
わら類		１，０００
再生資源燃料		１，０００
可燃性固体類		３，０００
石炭・木炭類		１０，０００
可燃性液体類		立法メートル ２
木材加工品及び木くず		１０
合成樹脂類	発泡させたもの	２０
	その他のもの	キログラム ３，０００

備考

(1)～(4)　（略）

(5)　再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第 48 号）第２条第４項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。

(6)　可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（１気圧において、温度 20 度を超え 40 度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又は次のいずれかに該当するものを含む。）をいう。

ア　引火点が 40 度以上 100 度未満のもの

イ　引火点が 70 度以上 100 度未満のもの

ウ　引火点が 100 度以上 200 度未満で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもの

エ　引火点が 200 度以上で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が 100 度未満のもの

(7)　石炭・木炭類には、コークス、粉上の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。

(8)　可燃性液体類とは、法別表備考第 14 号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の自治省令で定める物品で１気圧において温度 20 度で液状であるもの、同表備考第 17 号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油類で１気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（１気圧において、温度 20 度で液状であるものに限る。）で１気圧において引火点が 250 度以上のものをいう。

(9)　合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

附則

（施行期日）

第１条　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成 17 年 12 月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　第２条の規定の施行の際現に存する廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う施設については、当該施設が次の各号のすべてに適合する場合に限り、当分の間、第２条の規定による改正後の姫路市火災予防条例（以下「新条例」という。）第 35 条第１項第５号ウの規定は、適用しない。

(1)　５メートル以下の適切な高さを超えることとなるのは、施設の保安確保のために必要な最小限度の回数に止めることとし、かつ、それぞれ連続するおおむね２箇月以内の期間であること。

(2)　前号の期間においては、適切な発熱・発火防止対策及び発火時の適切な拡大防止対策が講じられていること。

第３条　第２条の規定の施行の際現に新条例別表第７に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている屋外の場所のうち、新条例第 35 条第２項第３号イに定める基準に適合しない場所の位置、構造及び設備に係る基準については、同号イの規定は、平成 19 年 11 月 30 日までの間は、これを適用しない。

２　第２条の規定の施行の際現に新条例別表第７に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている屋内の場所のうち、新条例第 35 条第２項第３号ウ（異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所の相互の間を区画する部分に限る。）に定める基準に適合しない場所の位置、構造及び設備に係る基準については、同号ウの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第４条　第２条の規定の施行の際現に新条例別表第７に定める数量以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）を貯蔵し、又は取り扱っている

場所のうち、新条例第 35 条第２項第４号に定める基準に適合しない場所の位置、構造及び設備に係る基準については、平成 19 年 11 月 30 日までの間は、これを適用しない。

２　第２条の規定の施行の際現に新条例別表第７に定める数量以上の再生資源燃料を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者に対する新条例第 55 条の規定の適用については、同条第１項中「あらかじめ」とあるのは、「平成 17 年 12 月 31 日までに」とする。

（検討）

第５条　新条例第 35 条第１項第５号ウに規定する集積高さについては、科学的知見に基づき検討が加えられ、その結果に基づき、その見直しについて検討を行うものとする。

［　平成 17 年７月１日　条例第 66 号　］

現　　行	改　正　後
第 32 条の５　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。 ２　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第２項第３号から第５号まで及び第７号の規定の例によるほか、次のとおりとする。 (1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第４類の危険物のタンクで、その外面がアスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル、エポキシ樹脂、タールエポキシ樹脂等により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあっては、この限りでない。 (2)～(6)　（略）	第 32 条の５　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。 ２　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第２項第３号から第５号まで及び第７号の規定の例によるほか、次のとおりとする。 (1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第４類の危険物のタンクで、その外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあっては、この限りでない。 (2)～(6)　（略）

(7) タンクの周囲には、当該タンクからの液体の危険物の漏れを検査するための管を２箇所以上適当な位置に設けること。	(7) タンクの周囲に２箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。

附則

（施行期日）

1　この条例は、平成 17 年 10 月１日から施行する。ただし、第１条、第 32 条の５、第 42 条及び第 58 条の改正規定並びに附則第５項の規定は、公布の日から施行する。

２～４　（略）

（経過措置）

5　この条例の交付の際現に存する少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの構造のうち、新条例第 32 条の５第２項第１号（新条例第３条第４項（新条例第３条の２第２項、第３条の３第２項、第３条の４第２項、第４条第２項、第５条第２項、第６条第２項、第７条第２項、第７条の２第２項、第８条、第８条の２及び第 10 条の２第２項において準用する場合を含む。）及び第 34 条第３項において準用する場合を含む。）に定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

[　平成 24 年６月 25 日　条例第 40 号　]

現　　行	改　正　後
附則 １～17　（略）	附則 １～17　（略） （危険物の規制に関する政令の一部改正に伴う経過措置） 18　危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 405 号。附則第 21 項において「政令改正」という。）の施行により、新たに少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（事項

			及び附則第 20 項において「新規則」という。）のうち、第 32 条の２第１項第 16 号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号イの規定は、平成 25 年 12 月 31 日までの間は、適用しない。 19　新規対象のうち、第 32 条の２第２項第１号から第８号まで、第 32 条の３の２（第３号を除く。）又は第 32 条の４第２項（第１号、第 10 号及び第 11 号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が次項第２号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成 25 年６月 30 日までの間は、適用しない。 20　新規対象のうち、第 32 条の２第２項第９号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。 (1)　当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。 (2)　当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成 24 年７月１日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。 21　改正政令による危険物の規制に関する政令第１条第１項の規定の改正により新たに少量危険物（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場		

	合にあっては、指定数量の２分の１以上指定数量未満の危険物）を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防署長に届け出なければならない。

附則

この条例は、平成24年７月１日から施行する。